

岩手県知的財産活用促進プラン

平成 24 年 3 月 16 日

岩手県

目 次

第1章 策定の背景

- 1 策定の必要性 1
- 2 国の知的財産戦略 2
- 3 本県における知的財産の状況 3

第2章 これまでの取組実績と課題

- 1 主体別の知的財産の創造・保護・活用への取組状況 5
 - (1) 企業における取組状況 5
 - (2) 農林水産業における取組状況 6
 - (3) 大学における取組状況 9
 - (4) 公設試験研究機関における取組状況 11
 - (5) 金融機関における取組状況 12
 - (6) 産学官金の連携における取組状況 13
- 2 各産業支援機関の知的財産支援実績 13
 - (1) 岩手県知的所有権センターの支援実績 13
 - (2) 一般社団法人岩手県発明協会の支援実績 15
 - (3) 財団法人いわて産業振興センターの支援実績 15
 - (4) 県の支援実績 15
- 3 岩手県知的財産戦略における取組の総括 15

第3章 策定にあたっての基本的な考え方

- 1 目指す姿 17
- 2 本プランの性格 17

第4章 基本方針

- 1 基本的方向性 19
 - (1) 地域産業の早期の復興と更なる展開を牽引 19

| | |
|------------------------------------|--------------|
| (2) 産学官金それぞれの目標と役割の明確化 | ・ ・ ・ ・ ・ 19 |
| (3) 中小企業における知的財産の戦略的な取組の推進 | ・ ・ ・ ・ ・ 20 |
| (4) 消費者ニーズに対応した地域資源の有効活用 | ・ ・ ・ ・ ・ 20 |
| 2 重点的に取り組むべき事項 | ・ ・ ・ ・ ・ 21 |
| (1) 企業経営に資する知的財産マネジメントの強化 | ・ ・ ・ ・ ・ 21 |
| (2) 知的財産の視点を生かした農林水産業振興と地域ブランドの育成 | ・ ・ ・ ・ ・ 22 |
| (3) 知的創造サイクルを支える総合的かつ組織的な産学官金の体制整備 | ・ ・ ・ ・ ・ 22 |
| | |
| 第5章 実現に向けた施策と各実施主体の役割 | |
| 1 施策体系 | ・ ・ ・ ・ ・ 24 |
| 2 施策 | ・ ・ ・ ・ ・ 24 |
| (1) 企業における知的財産の「創造」 | ・ ・ ・ ・ ・ 24 |
| (2) 企業における知的財産の「保護」 | ・ ・ ・ ・ ・ 25 |
| (3) 企業における知的財産の「活用」 | ・ ・ ・ ・ ・ 25 |
| (4) 地域資源の活用と地域ブランド確立支援 | ・ ・ ・ ・ ・ 26 |
| (5) 海外における冒認出願対策・模倣品被害対策 | ・ ・ ・ ・ ・ 29 |
| (6) 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備 | ・ ・ ・ ・ ・ 31 |
| (7) 県民が知的財産を尊重する風土の醸成 | ・ ・ ・ ・ ・ 31 |
| (8) 知的財産に関する意識の向上と人材育成 | ・ ・ ・ ・ ・ 32 |
| 3 各実施主体の役割 | ・ ・ ・ ・ ・ 33 |
| (1) 企業の役割 | ・ ・ ・ ・ ・ 33 |
| (2) 大学の役割 | ・ ・ ・ ・ ・ 35 |
| (3) 公設試験研究機関の役割 | ・ ・ ・ ・ ・ 35 |
| (4) 金融機関の役割 | ・ ・ ・ ・ ・ 36 |
| (5) 産業支援機関及び県の役割 | ・ ・ ・ ・ ・ 37 |

【参考資料】

- 1 岩手県知的財産戦略改訂検討委員会設置要領
- 2 岩手県知的財産活用促進プラン策定へ向けた検討経過等
- 3 岩手県における企業の知的財産に対する取り組みに関するアンケート調査結果

第1章 策定の背景

1 策定の必要性

高度情報化や経済のグローバル化の進展など、社会・経済の状況が大きく変化する中、多様化するニーズに応え激化する市場競争に打ち勝つため、製品の差別化が求められています。技術の高度化・複雑化が進む中、開発のすべてを自社で賄うことは困難さを増しており、外部の研究開発資源を活用したり、自社の開発成果を他者に使用させたりすることが経営戦略の一つとなっています。

また、人口減少・少子高齢化の急速な進展による国内市場の縮小が進む中、企業の成長を国外需要に求める動きが強まっており、本県においても、輸出や海外進出に活路を求める企業が増加していますが、国によって知的財産に対する意識や制度が異なり、模倣品の流通や知的財産の冒認出願等の問題も存在することから、諸外国の情勢を理解したうえで、事前の的確な対策を講ずることが必要です。

本県では、いわて県民計画に「『産業創造県いわて』の実現」や「『食と緑の創造県いわて』の実現」を掲げ、国際競争力の高いものづくり産業の振興、岩手の多彩な資源と知恵を生かした食産業・観光産業・地場産業等の地域資源型産業の振興、次世代につながる新たな産業の育成、農林水産物の高付加価値化と販路の拡大などを積極的に進めることとしています。このような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により甚大な被害を受けた本県においては、復興へ向け、新たな付加価値の創出や「三陸ブランド」の再興が重要であり、岩手県東日本大震災津波復興計画においても、産業の復興を意味する「なりわいの再生」実現のため、地域の特色を生かした商品やサービスの創出や高付加価値化に取り組むこととしています。

本県の復興計画は、平成23年から当面の3年間で「基盤の復興」、次の3年間で「本格復興」、その後の2年間で「更なる展開」と位置付けています。その中で「なりわいの再生」が復興に向けた重要な原則の一つとされ、資金、人材、技術の様々な形で実現され、本県経済の復興、そして、さらなる発展へ向け、地域産業が高い競争力を獲得、維持していくためには、生み出された商品やサービス、さらにはその核となる技術やデザインなどのアイデアや、農林水産資源など地域の強みを権利として適切に保護し、その活用により事業者の利益を確保することが重要であり、このことは、最終的に地域産業が、復興を経てさらに発展することにも繋がるものです。

これらを支えているのが、特許や商標などの知的財産制度です。

本県では、地域産業の競争力・成長力を高め、本県経済の活性化を図るため、平

成 19 年 3 月に岩手県知的財産戦略を策定し、知的財産の創造、保護、活用という一連の「知的創造サイクル」の確立に向け取組を進めてきました。

同戦略が計画年度を迎えたことから、新たな指針として本プランを策定することとしました。

＜岩手県知的財産戦略（H19 年 3 月策定）＞

- 知的財産戦略推進のための基本的方向
 - 1 産業成長に向けた知的創造サイクルの確立
 - 2 地域ブランドの確立と産業振興の推進
 - 3 知的創造サイクルを支える体制整備

- 具体的な施策の展開
 - 1 知的財産の創造
 - 2 知的財産の保護
 - 3 知的財産の活用
 - 4 地域ブランドの育成
 - 5 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備
 - 6 知的財産に関する意識の向上と人材の育成

2 国の知的財産戦略

国では、知的財産を基に製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくりを目指し、平成 14 年に「知的財産戦略大綱」を取りまとめました。この大綱に基づき、平成 15 年には「知的財産基本法」を施行し、関係法令の改正を順次進めているほか、同年に設置した知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）において「知的財産推進計画」を毎年度策定し、知的財産立国に向けた取組みを積極的に推進するとともに、知的財産基本法第 6 条では、地方公共団体の責務を定め、地域の特性を踏まえた自主的な施策の策定と実施を求めています。

また、平成 21 年 4 月には、「技術、コンテンツ、ブランド等の優れた知的財産を多数創造し、それらを有機的に組み合わせ経済的価値を創出し続けることを通じグローバル市場における競争力を強化する“グローバルな知財競争力の強化”」を目指し「第 3 期知的財産戦略の基本方針」（平成 21～25 年度）を決定しました。

東北地域知財戦略本部（本部長：東北経済産業局長）は、第 3 期推進計画（平成 22 年 3 月策定）において、従来からの基本方針を踏襲しつつ知的創造サイクルの観点から施策を分類することで、施策の位置付け及び方向性を明確にしたところです。

農林水産省は、平成 19 年 3 月に「農林水産省知的財産戦略」を策定し、同戦略に基づき、知的財産に関する施策を総合的に推進してきました。我が国農林水産業

は、知的財産の面では競争力があるため、これを活用し、国内外の消費者ニーズに応じた付加価値の高い農林水産物・食品の生産・販売を実現することにより、農山漁村の6次産業化や国際競争力の強化等と地域活性化につなげることを目的として、平成 22 年 3 月に「新たな農林水産省知的財産戦略」（平成 22～26 年度）を策定しました。

＜国の第 3 期知的財産戦略の基本方針＞

- 1 イノベーション促進のための知財戦略の強化
- 2 グローバルな知的財産戦略の強化
- 3 ソフトパワー産業の成長戦略の推進
- 4 知的財産権の安定性・予見性の確保
- 5 利用者ニーズに対応した知財システムの構築

新たな農林水産省知的財産戦略

- 1 知的財産の創造・活用：研究・技術開発分野の創造力強化と成果の活用、農林漁業者等現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用の推進、地域ブランドの発掘・創造支援等
- 2 知的財産の保護強化：植物新費種の保護強化、海外での商標権侵害対策、家畜の遺伝資源の保護対策
- 3 普及啓発・人材育成：知的財産相談のワンストップ化、現場の農林漁業者・食品産業事業者の意識向上、農林水産関係試験研究機関への普及啓発

3 本県における知的財産の状況

本県の知的財産に関する権利のうち産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）を見ると、平成 22 年の出願数は 546 件、全国総出願数 417, 216 件の 0. 13%に過ぎません。権利別では、主要な権利である特許の同年出願数 246 件は全国 36 位であり、全国総出願数 290, 081 件の 0. 08%となっています。実用新案については、出願数は少ないものの、全国シェアは 0. 36%となっています。意匠についても全国シェアも 0. 09%とごくわずかです。商標の出願数は全ての権利の中で最も多くなっていますが、それでも全国シェアは 0. 27%となっています。

また、平成 18 年から 5 年間の本県における出願状況を見ると、特許、実用新案及び意匠については、全国と同様に横ばい又は下降傾向にあります。

なお、平成 21 年の都道府県別の発明者、考案者、創作者数における全国シェアは低いものの、出願件数を上回っており、これらは誘致企業の知的財産マネジメン

ト部門が、首都圏等に所在する本社機能に併設されていることが大きな要因と考えられます。

一方、農林業分野では、平成 23 年 3 月末現在、種苗法に基づく登録が維持されている品種は 44 件で全国の 0.16%、出願公表中の品種は 4 件で全国の 0.74%となっています。

また、商標制度の一部を改正して平成 18 年 4 月からスタートした地域団体商標については、本県から延べ 9 件が出願され、平成 23 年 12 月現在、5 件（いわて牛、いわて短角和牛、南部鉄器、真崎わかめ、江刺りんご）が登録となりました。

< 産業財産権の出願状況 >

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特許(件) | 県 | 303 | 298 | 250 | 243 | 246 |
| | 全国 | 2,447 | 2,266 | 2,175 | 2,011 | 1,848 |
| 実用新案(件) | 県 | 38 | 36 | 30 | 20 | 25 |
| | 全国 | 310 | 353 | 331 | 291 | 254 |
| 意匠(件) | 県 | 35 | 25 | 26 | 40 | 25 |
| | 全国 | 376 | 325 | 296 | 274 | 319 |
| 商標(件) | 県 | 300 | 247 | 309 | 309 | 250 |
| | 全国 | 2,056 | 2,046 | 1,954 | 2,121 | 1,998 |
| 計(件) | 県 | 676 | 606 | 615 | 612 | 546 |
| | 全国 | 5,189 | 4,990 | 4,756 | 4,697 | 4,419 |

第2章 これまでの取組実績と課題

1 主体別の知的財産の創造・保護・活用への取組状況

(1) 企業における取組状況

県では、県内企業の知的財産に対する取組・課題を把握するため、平成22年6月にアンケート調査を実施しました。その結果から主要な項目を取り上げます。

① 出願状況

- ・ 「実績があり、今後も出願する」との回答が35%と最も多い。「実績があり、今後は出願しない」とする企業において、戦略的方針に基づく企業はごく少数で、権利化できる技術・発明がないとする企業が多い。
- ・ 「実績なし、今後は出願する」と回答した企業が7%。「実績なし、今後は出願しない（権利化できる技術・発明がない）」と、知的財産が自社に関係がないと感じている企業が28%であり、このような企業への意識啓発・掘り起こしが必要。

② 企業経営における知的財産への関心

- ・ 「非常に関心がある」「関心がある」と回答した企業は全体の58%。
- ・ 「全く関心がない」と回答した企業が16%あり、「自社の業務には関係がない」、「権利取得・維持のための人的・費用の労力に抵抗を感じている」と回答した企業も少なくない。
- ・ 出願せずノウハウとして秘匿しているという企業が1社あった。

③ 担当従業員の有無・担当業務

- ・ 社内に知財担当者を配置している企業は24%。担当業務は渉外系業務37%が最も多く、出願管理系業務24%、調査系業務14%と続いている。
- ・ 今後充実させたい業務として「社内環境整備系業務」、「知財戦略系業務」を挙げた企業が多い。

④ 社内規定・知的財産戦略

- ・ 営業秘密を含め社内規定を整備していない企業は74%。
- ・ 経営戦略における知的財産戦略の位置付けを見ると、「戦略を有していない」又は「必要性を感じていない」企業が半分近くになっており、知的財産権に対する意識が低い状況にある。
- ・ 知的財産を経営に生かすにあたっての課題として「知的財産に対する社内の認識や関心が薄い」と回答した企業が22%。また、「資金や人材不足」、「研究開発・事業戦略との連携不足」、「活用を目的とした戦略的な権利化の欠如」など、問題が多岐に渡っている。

⑤ 知的財産の創造（人材・資金）

- ・ 創造にあたっての課題としては、「研究開発及び権利化するための人材・

資金不足」を挙げた企業が35%と多い。

⑥ 知的財産の保護（出願目的・効果）

- ・ 出願動機としては、「競合他社の排除」と回答した企業が79%、「信用力向上」と回答した企業が47%と多い。一方、課題としては、「権利取得すべきか否かの判断が困難」（22%）、「戦略的な権利化ができていない」（20%）など、いわゆる「目利き」及び「戦略的活用」の難しさが挙げられる。

⑦ 知的財産の活用

- ・ 知的財産の導入や供与の経験がある企業は10%。
- ・ 流通にあたっての課題としては、「知的財産や技術の有用性・適正な価格評価が困難」と回答した企業が最も多く、保護の場合と同様に、自社技術の適正な評価に課題を感じている。

⑧ 海外における知的財産の取得

- ・ 「海外への出願経験あり」「今後出願したい」と回答した企業は19%。経済のグローバル化への対応や冒認出願に警戒している企業も見受けられる。

⑨ 公的機関等の利用状況

- ・ 「知財に関するセミナー・フェア」、「知的所有権センターのアドバイザー」、「発明協会主催の無料相談会」については約4分の1の企業が、「先行技術調査や審査請求料等の減免措置、早期審査制度」等の支援制度については、約半数の企業が「知らない」と回答するなど支援制度の周知が不足している。

調査結果から、人材やノウハウが十分とは言えず、知的財産の活用や管理等への自社では対応が難しい現状が明らかとなりました。知的財産戦略の策定以前に比べ、知的財産に取り組む企業は着実に増加したものの、大企業との格差は依然大きく、体系的・戦略的に知的財産活動を行っている中小企業はまだ少数です。

企業は規模や業種等によって抱える問題に違いがあり、様々な分野からの総合的な支援が必要です。

(2) 農林水産業における取組状況

本県ではこれまで、本県の立地・気候特性に適した優良農林水産物品種、収益性を高める生産・増養殖技術や高付加価値化技術、省力化などに貢献する機械・装置など、数多くの技術を開発してきましたが、産地間競争は激しさを増しており、本県農林水産業における生産性や収益性、ブランド力などは、決して高いとは言えません。

こうした現状を打ち破り、県民の期待に応えるためには、生産性を飛躍的に向上する技術、いわてブランドを確立する冠品目や商品、現場や生産者のニーズに即したタイムリーな技術、マーケットインの視点により産地づくりを推進する技術、環境の保全とともに安全・安心志向の消費者満足度を高める技術など、高度な技術開発が不可欠となっています。

また、種苗については、韓国や中国など国内種苗法の整備が不十分な国への持ち出しによる権利侵害が全国的に大きな問題となっています。その一方でこれらの国は、新たな市場として注目されており、今後は権利侵害を防ぎつつ、農畜産物の国内外への販売拡大に努める必要があります。

【岩手県における農林水産知的財産の取組】

1 農林水産知的財産の権利化推進等に係る活動（現在の体制）

農林水産関係現地機関を窓口として、各農業改良普及センターと岩手県知的所有権センター（産業財産権等）及び岩手県農林水産部農業普及技術課（種苗登録等）とが連携して、知的財産の権利化推進等の活動を行っています。

2 いわて農林水産知的財産相談センターの設置（平成16年度～平成18年度）

農林水産業者等に対し、知的財産（特許、実用新案、商標、意匠、品種登録）の権利取得・活用等の普及啓発・相談活動を行うことによって、農林水産業者等の創造的な生産・加工活動や農林水産物のブランド化などを促進し、本県農林水産業の体質強化を図るため、農林水産分野で全国初の相談センターとして平成16年11月11日に「いわて農林水産知的財産相談センター」を設置し、専任のアドバイザーが、知的財産に係る普及啓発活動や相談活動を行ってきました。設置後、約2年5か月間の活動で当初の目的を達成したことから、平成19年3月末をもって設置を終了し、業務を岩手県知的所有権センターに引継ぎました。

<活動実績>

・普及啓発人数 4,771人 ・相談件数 707件 ・相談案件からの出願 32件

<主な成果>

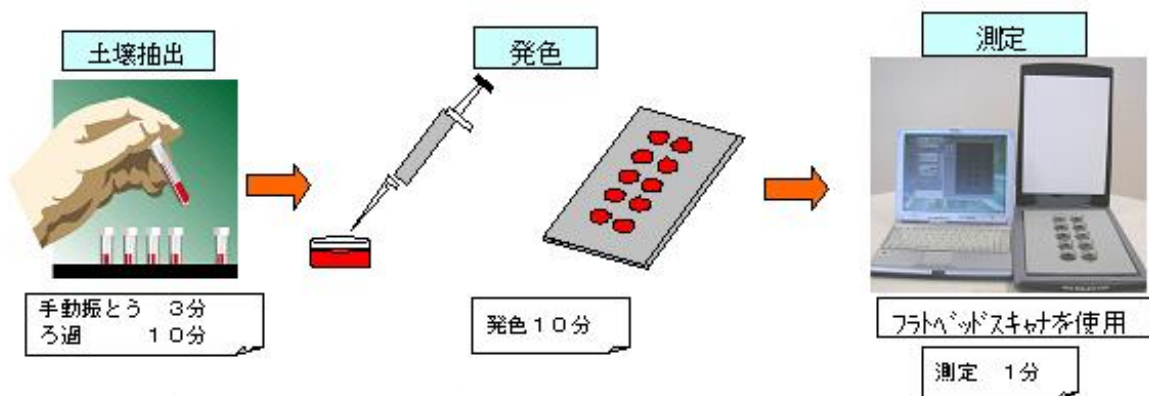
【地域団体商標の登録】

- いわて牛（いわてぎゅう） - 全国農業協同組合連合会（登録番号 5029319号）
 - ・岩手県産の和牛肉（黒毛和種に限る）の名称
 - ・格付基準：肉質等級「3」以上かつ歩留等級「A」または「B」であるもの

3 岩手県が開発した特許の例

- ・物質の成分推定装置（特許4258780号（平成21年2月20日））
 土壤養分の抽出液を発色させフラットベッドスキャナで色を読み込み、土壤養分濃度を推定する手法で、分析にかかるコストや時間は公定法の約1/10。

簡易土壤分析システム



4 岩手県が開発した品種の紹介

| 品 目 | 登録品種数※ | 出願中の品種数 | 合計 |
|-------|--------|---------|----|
| 水 稲 | 12 | | 12 |
| 大 豆 | 1 | | 1 |
| ヒ エ | | 3 | 3 |
| り ん ご | 3 | | 3 |
| ぶ ど う | | 1 | 1 |
| ヤマブドウ | 5 | | 5 |
| りんどう | 8 | | 8 |
| き く | 14 | | 14 |
| しいたけ | 1 | | 1 |

※ 平成 23 年 3 月末日現在。



りんどう「キュースト」
○7月中旬に開花する青
紫色品種



水稻「どんびしゃり」
○耐冷性・耐病性に優れ
る良質・良食味多収品種

収穫期：9月下旬
糖 度：13～14% (Brix.)
酸 度：0.3～0.4g/100ml
果 重：250～300g



酸味が穏和で食味良好
全面に着色、着色良好
果汁多く、まれに蜜入り

りんご「岩手7号」
○9月下旬に成熟する着
色容易な赤色品種



しいたけ「SR-1」
○菌糸成長が早く、子実
体の保存性が高い品種

(3) 大学における取組状況

知的財産の創造において、多様な研究資源を有する大学の役割は極めて大きいものがあります。これまで全国各地の大学で知的財産本部や技術移転機関（TLO）が設置され、また、知的財産アドバイザーの設置や特許料・審査請求料の減免措置などの施策が導入されてきました。近年の産学連携の取組みとオープンイノベーションの推進を背景に、大学と企業との共同研究や受託件数は、件数・金額共に増加しています。

一方で、少子化や国立大学の独立行政法人化などにより、大学はこれまで以上に競争の時代を迎えており、特に地方の大学においては、教育・研究に加え、地域に密着した活動が重要となっており、研究成果に基づく知的財産を活用した地域産業支援も期待されています。

平成 19 年度には岩手医科大学にリエゾンセンターが設置されたことで、理系学部を持つ県内 3 大学全てに知的財産本部機能や、学内外に対する産学連携のワンストップサービス体制が整いました。また、職務発明規定や産学官連携ポリシーが整備されるなど、大学における知的財産への取組は順調に進んでいます。

今後は、優れた研究成果の権利化や事業化提案できる人材の育成、費用対効果の高い特許出願といった課題に取り組む必要があります。

また、大学には、知的財産の創出と知的創造サイクルを支える人材育成の中核機関としての期待が、ますます高まっており、知的資産活用や人材育成、県内企業等との協業を通じた競争的研究開発資金の獲得や異分野連携、研究情報の収集の促進などにおいて「北東・地域大学コンソーシアム（NERUC）」や「いわて高等教育コンソーシアム」による県内大学が連携した取組が期待されています。

<県内 3 大学の知的財産に関する取組状況>

| 区分 | 岩手大学 | 岩手県立大学 | 岩手医科大学 |
|-------------|------------|--------------------|-------------------|
| 知的財産担当部署 | 地域連携推進センター | 地域連携研究室 | リエゾンセンター |
| 知的財産規程類 | 知的財産ポリシー等 | 職務発明規程、特許権等実施許諾要領等 | 産学官連携ポリシー、職務発明規程等 |
| 知財関連予算（H22） | 12,000 千円 | 3,074 千円 | 6,115 千円 |
| 出願件数（H21） | 52 件 | 1 件 | 5 件 |
| 実施許諾件数（H21） | 29 件 | 0 件 | 3 件 |
| 職務発明数（H21） | 61 件 | 2 件 | 10 件 |

【大学における知的財産に関する取組状況】

<岩手大学>

知的財産本部機能を有する地域連携推進センターを平成 16 年 4 月に設立し、学内外に対する産学連携のワンストップサービスの窓口として活動を実施している。さらには、平成 20 年度から文部科学省の戦略展開プログラムの採択を受け、「北東・地域大学コンソーシアム（NERUC）」を設置し、その中に、岩手県内 5 大学の知的資産活用促進をはかるための組織作りやスタッフ育成を目的とした「岩手地域大学部門（IRU）」、岩手大学大学院連合農学研究科構成校（帯広畜産大学、弘前大学、山形大学、岩手大学）のライフサイエンス分野を中心とする技術移転体制強化を目的とした「北東ライフサイエンス部門（NLU）」を設け、岩手県内大学と北海道・東北地域の大学の交流を深め、知的財産マネジメント力の向上を図るとともに、各大学で開発された技術シーズの他地域の地域振興に役立てるための事業を展開している。

なお、教育機関としての知的財産関連人材育成の状況については、全学的な知的財産教育を実施している。

<岩手県立大学>

岩手県、滝沢村、本学の三者は平成 21 年 3 月、産学官連携推進と地域の活性化を目的として、本学周辺を「滝沢村 IPU イノベーションパーク」として整備し、企業の集積を図る計画に着手した。また、科学技術振興機構の平成 21 年度地域産学官共同研究拠点整備事業により整備した「いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター（i-MOS）」が平成 23 年度に開所した。

これらの産学官連携拠点を中心とした活動を通じ、産業界のニーズに即した知財創出に繋げるべく事業に取り組んでいる。また、知財管理の面では、平成 19 年 6 月に専任の契約管理主査を置き、契約交渉能力の向上を図るとともに、平成 22 年度には知財専任職員を置き、専門知識の獲得と経験の蓄積に取り組んでいる。

<岩手医科大学>

知的財産本部並びにリエゾンセンターの業務及び知的財産の創出・管理・活用業務を円滑かつ効果的に推進することを目的に、平成 19 年に岩手大学と「産学官連携業務に関する協定」を締結し、職員 1 名を岩手大学に派遣した。その成果として、「産学官連携ポリシー」「職務発明規程」「職務発明に係る実施補償金の取扱細則」「研究成果有体物取扱規程」「著作権取扱規程」を整備し、既存「共同研究取扱規程」「受託研究取扱規程」を「産学官連携ポリシー」に基づき改訂を行った。

また、平成 21 年には、利益相反に対する適切なマネジメント体制整備を通じて、社会的な公器としての役割を明確にすることを目的に「利益相反マネジメント規程」を整備し、産学官連携の環境が整った。

知財管理活用業務では 2 件のライセンス契約を締結しているが、研究シーズ発掘等のリエゾン業務の強化が課題となっている。

(4) 公設試験研究機関における取組状況

公設試験研究機関においては、これまで知的財産の創造につながる研究開発を様々な形で実施してきました。特に、競争的資金の獲得による企業との共同研究、県ブランド新品種開発（水稲、りんご、りんどうのオリジナル品種、黒毛和種等の種有牛の造成など）の推進は大きな成果です。

また、岩手農業研究協議会（AFR）や「いわて産学連携推進協議会（リエゾン－I）」といったネットワークも構築され、オール岩手の研究機関と金融機関の取組みによる企業等へのシーズ提供も行われています。

また、職員向けの知的財産セミナーの開催や知的財産を意識した共同研究契約や秘密保持誓約書の締結、職員自らが特許情報を活用し先行技術調査を行うなど、知的財産に対する意識の高まりを背景に、実施許諾件数は増加傾向にあります。

工業技術センターにおいては、平成18年4月の地方独立行政法人化に伴い、知的財産の管理を組織内で完結できる体制となり、事務手続きの簡素化、迅速化に加えて、平成22年4月には知的財産ポリシーを施行するなど、知的創造サイクルの確立に向けた取組が実践されています。

一方で、出願・実施許諾件数の増加に伴う管理・取扱基準の明確化、技術内容の審査・継承及び技術移転体制の確立など新たな課題も発生しています。

【県の試験研究機関における知的財産に関する取組状況】

<工業技術センター>

平成18年4月に地方独立行政法人へ移行し、ほぼ全ての中期計画の目標指標をクリアしている。また、平成22年4月には、知的財産ポリシーを施行するなど、岩手県知的財産戦略のもと、創造・保護・活用の知的創造サイクルの確立に向けた取組を実施している。

<農業研究センター>

特許については、平成14年度以降の出願11件（単独・共同合計）、登録7件、実施許諾（出願中含む）7件と、実際に活用されている割合が高い。また、現在出願中（もしくは出願予定）のものについても、共同研究の相手方などを技術移転先として想定した上で、研究開発を進めている。

<林業技術センター>

民間林業団体等のニーズを的確に捉え、林業研究開発調整会議を経て、研究課題の重点化に取り組んでいる。

限られた人員や予算の中で、研究員の人材育成や効率的な研究開発の推進など体制の一層の強化が望まれるところである。

<水産技術センター>

岩手県水産試験中長期計画（後期、平成18年6月制定、期間：平成18年度～平成22年度）、同中期計画（平成22年3月制定：期間：平成21年度～平成25年度）に基づき、漁場環境から生産、加工、流通、消費まで一貫し、かつ、重点的な試験研究に取り組んでいる。

また、岩手県試験研究評価ガイドラインに基づき全研究課題の内部評価と学識経験者、漁業生産者、水産加工業者、水産団体役職員、一般消費者から成る外部評価委員会による評価のほか、岩手県水産試験研究連絡調整会議等、各種会での意見・要望を踏まえて研究

体制の強化に努めている。

＜生物工学研究センター＞

当センターの研究課題を含む本県におけるバイオテクノロジー研究課題については、「財団法人岩手生物工学研究センター等におけるバイオテクノロジー研究推進に係る基本方針（平成 22 年 3 月策定）」において、「いわて県民計画」に掲げる政策の実現につながる研究課題に重点化し、優先的に取り組むこととしている。

また、同方針に基づき岩手県から提示される委託課題に従い、本県における産業振興、県内公設試験研究機関の研究推進に資する実施課題（小課題、細目課題）をセンター独自に設定のうえ、研究を実施している。

実施課題については、センター内部及び外部（顧客）における評価を実施し、内部及び顧客で研究目標を共有しつつ、対象研究課題の必要性、緊急性、期待される効果等を判断し、研究課題等の重点化に留意しながら設定している。

岩手県からの委託課題を促進するため、積極的に外部研究資金を導入し、研究体制の強化を図っている。

(5) 金融機関における取組状況

「いわて産学連携推進協議会（リエゾン－I）」により、県内の大学等研究機関と金融機関とが連携し、企業等のニーズと研究機関が保有する知的財産とのマッチングを行ったり、研究開発事業化育成資金を贈呈するなど、地域企業への事業化機会を提供する取組は国内でも斬新であり、高い評価を得ています。

また、行員に対する知的財産セミナーを開催したり、知的財産担保融資について検討を行うなど、金融機関においても知的財産に対する意識が高まっています。

【金融機関のファンド提供】

名称：リエゾン－I 研究開発事業化育成資金

創設日：平成 16 年 11 月 1 日

創設目的

- i. 県内企業の技術開発・商品開発のニーズと大学が有する高度な技術シーズを共同研究等を通じマッチングさせることにより、中小企業の「高付加価値」を通じて「事業の多角化」や「新たなビジネス創出」を積極的に支援するもの。
- ii. この育成資金を呼び水として、大学にある「事業の芽」「技術の種」を県内企業が事業化に向けて研究開発に積極的に取り組むことを期待するもの。

贈呈実績：8 回、延べ 44 社 5,850 千円（平成 23 年 6 月現在）

ファンド支援事例

企業名：有限会社月の輪酒造店

所在地：紫波郡紫波町

事業計画名：新品種「モチ性ヒエ」を用いた醸造酒の開発

共同研究機関：岩手大学、岩手県工業技術センター

計画の要約：世界で初めて育種されたモチ性ヒエ「長十郎」を用いた新醸造酒

贈呈金額：150 万円

成果：贈呈資金を活用した設備投資（絞り機）で製品化が実現。

平成 21 年 10 月製品発売。初年度は限定 600 本。

(6) 産学官金の連携における取組状況

岩手大学の教員を中心として平成4年にスタートした産学官交流団体「岩手ネットワークシステム（INS）」は、現在1,000名を超える会員が参加し、44の研究会において様々な共同研究の企画・実施が行われているほか、講演会、研究成果展示会、企業講座などの活発な取組が行われています。

また、本県の将来ビジョンを共有し、産業の振興方策や真に豊かで持続可能な地域社会の形成など幅広い課題について実効性のある取組の展開を目的とし、県内の産、学、官、金のトップクラス代表者が参加する連携組織として、「いわて未来づくり機構」が設立されました。機構では、重点課題に対する具体的な検討を行うため作業部会を設けており、これまで、一次産品の高機能化、岩手ブランドの国内外展開、地域力を支える人材の育成等についての検討を行ってきました。

【岩手ネットワークシステム（INS）】

設立年：平成4年

事務局：岩手大学工学部内

会員数：1,131名(平成23年6月現在)

企業関係者556名、大学関係者218名、自治体関係者352名、個人5名

趣 旨：人・情報の交流や活用の活発化、共同研究の推進により、科学技術及び産業振興へ貢献することを目的として設立

取 組：分野別に結成された44の研究会が共同研究の推進母体として活動

事 業：① 科学技術および研究開発に関する知識の習得および普及

② 共同研究グループの育成

③ 科学技術および研究開発に関係している人の相互の親睦と交流

効 果：INSを通じて企業のニーズや大学のシーズに関する情報を入手しやすいだけでなく、誰かが相談に乗ってくれる人脈を持つことができ、INSは産学官それぞれの事業をスムーズに進める潤滑油の役割を果たしている

2 各産業支援機関の知的財産支援実績

(1) 岩手県知的所有権センターの支援実績

県では、特許庁の支援を受け、平成10年に岩手県知的所有権センター事業（以下「知的所有権センター」という。）を開始しました。岩手県工業技術センター、発明協会岩手県支部及びいわて産業振興センターの三機関が連携体制を構築しその運営にあたり、企業等の知財業務を支援してきました。平成22年度の利用者は1,903人（うち、閲覧者数657人、相談者数1,246人）と、地域に定着しています。

知的所有権センターには、特許流通アドバイザー及び特許情報活用支援アドバイザーを配置し、特許流通アドバイザーは、企業のニーズを把握したうえで、技術情報の提供や開放特許等の案内・仲介、契約支援など特許の流通に係る支援を、特許情報活用支援アドバイザーは、特許電子図書館を活用した特許情報の検索、知的財産管理の方法、権利取得に向けた支援を行うとともに特許情報活用に関するセミナーを県内各地で多数開催しました。

また、知的所有権センターでは「いわて知的財産権セミナー」を毎年開催し、知的財産権制度の普及及び保護と活用促進のための啓蒙、実務担当者のスキルアップを図ってきました。

【特許情報活用支援アドバイザー支援事例】

商品名：エゴマ醤油、芥子醤油

商品概要：原料に大豆、小麦を使用せず、エゴマ・芥子を原料にした食物アレルギー者が安全に摂取可能な醤油風調味料。原料に大豆、小麦を使用しないため食物アレルギーの方でも安心して食することができる醤油風発酵調味料。「エゴマ醤油」は、荳胡麻の搾り粕を発酵させてつくったため環境と健康にやさしく、色は薄い、味は濃く、まろやかさが特徴。「芥子醤油」は、マスタードシードを発酵させてつくった辛い醤油。



支援先企業：株式会社浅沼醤油店（盛岡市）

支援者：特許情報活用支援アドバイザー 中嶋孝弘

支援内容：平成18年の特許情報活用セミナー受講をきっかけに支援を開始。知的財産権の各制度の特徴や知的財産の事業への活用等の説明、共同開発時の留意点のアドバイス、先行技術調査及び出願書類の作成のサポートを実施。結果、特許2件及び商標2件を自社で出願。また、特許（技術）情報を活用し試験装置を製作。

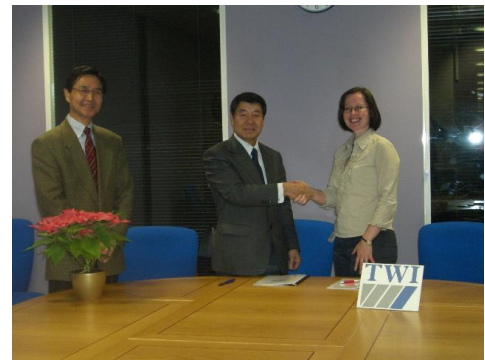
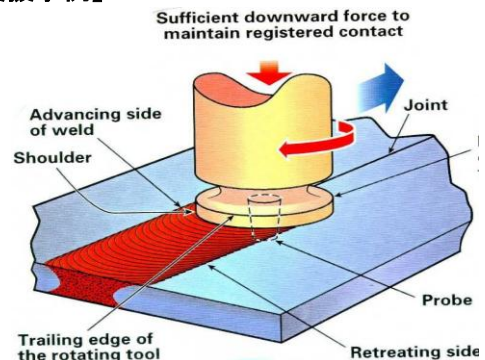
岩手県工業技術センターの支援を受けて製造技術を確認し商品化に成功。芥子醤油は、国内最大手のマスタードメーカーと共同開発。エゴマ醤油・ドレッシングは平成20年2月、芥子醤油は、9月販売開始。平成20年度いわて特産品コンクール・岩手県市長会会長賞を受賞。

【特許流通アドバイザー支援事例】

件名：摩擦攪拌接合の契約支援と事業化支援

概要：英国TWI社（The Welding Institute）が開発し、特許庁で特許査定された特許「摩擦攪拌接合」（特許第2792233号）及び「摩擦接合方法」（特許第2712838号）を、株式会社千田精密工業がライセンス許諾申請を行ない平成17年12月14日非独占的通常実施権を許諾され契約を締結した。

本件はライセンシーである千田精密工業が、経営戦略の一環として高品位接合技術である摩擦攪拌接合（FSW：Friction Stir Welding）技術を導入し、この技術を自社事業の中核に据えるとともに、自立経営とその応用技術による業容の拡大を目指して、英国企業より特許ライセンス技術を導入したものである。千田社長より、ライセンス契約の意思を打ち明けられ先方と調整した後、特許流通アドバイザーが契約締結の支援を行なった。



(2) 一般社団法人岩手県発明協会の支援実績

社団法人発明協会は、発明の奨励・振興、創造性の開発育成事業及び知的財産制度の普及事業を推進する全国組織を持つ我が国唯一の発明奨励団体です。本県には岩手県支部が設置されていましたが、公益法人制度の見直しにより独立し、一般社団法人岩手県発明協会となりました。

岩手県発明協会においては、専任アドバイザーが、特許等出願の際の手続きなどについて助言するほか、弁理士による発明無料相談会の開催、産業財産権相談会や企業訪問型相談事業を通じて、知的財産権制度の相談窓口、普及・啓蒙の機能を果たしています。また、「発明奨励振興事業」や青少年の創造性の育成（青少年発明クラブの運営支援）など発明の奨励・普及も行っています。

(3) 財団法人いわて産業振興センターの支援実績

いわて産業振興センターでは、新たな産業の創出及び企業の振興を図るための総合的支援を行っています。特許庁の事業である「地域中小企業知的財産戦略支援事業」を活用し、中小企業自らが特許分析・特許戦略策定・事業化に向けた特許評価等を行う際に、弁理士、コンサルタント等知的財産専門家の派遣や外国出願経費を補助しています。

(4) 県の支援実績

岩手県知的財産戦略の策定以後、施策の推進や知的財産に対する社会的な関心の高まりを背景として、特許・商標の出願や活用などの産業財産権に関する指導・相談を積極的に行い、県境を越えた実施許諾契約や商標を活用したブランド化・製品化などの具体的な成果事例も増えています。

また、連絡会議による関係機関の情報共有や外国出願補助による中小企業等知的財産保護対策、特許ビジネスマッチングフェアの開催による活用促進へ向けた取組など、県独自の取組も実施してきました。

しかし、これまでの取組が県内企業の製品・サービスの高付加価値化の促進や地域経済の成長や活性化まで至っているとは言い難く、また、各関係機関が独自の取組を行っている場合が多いことから、県には知的財産戦略の司令塔としての役割が期待されています。

3 岩手県知的財産戦略における取組の総括

知的所有権センターや大学での知財本部機能の体制強化、試験研究機関における権利化意識の向上など、これまでの取組により知的財産施策を進める上での基盤づくりが大きく進みました。

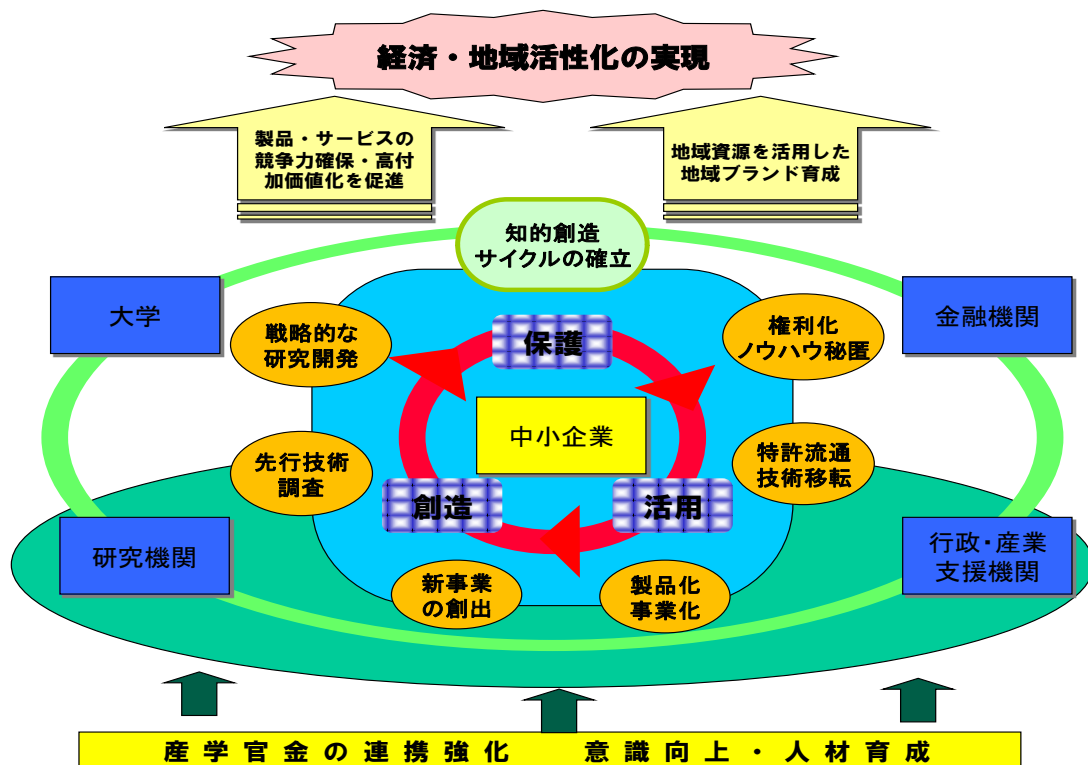
その一方、知的所有権センターの存在や支援策が企業に浸透していない状況にあり、取組の強化が必要です。

また、岩手県知的財産戦略では、企業における知的財産活動について位置付けが明確ではなかったことから、本プランでは、企業の役割を明示した、より具体性・実効性のあるものとし、これまでの取組で構築した基盤を更に強化・活用しながら、知的財産の活用主体である県内企業における理解増進や戦略的活用の促進により、「競争力の強化」及び「産業振興の実現」に寄与する具体的かつ効率的な取組を進めていく必要があります。

第3章 策定にあたっての基本的な考え方

1 目指す姿

- 東日本大震災からの早期の復興を実現するため、知的財産が競争力の確保に有効であることが広く浸透し、県民の創造性を喚起するとともに、知的財産の効率的かつ効果的な活用促進による県内経済の復興と活性化。
- 企業、大学、行政等が一体となり、知的財産の創造、保護、活用という「知的創造サイクル」が効率的に循環する環境・基盤を整備し、製品やサービスの高付加価値化による既存産業の高度化や新産業の創出を推進する「知的財産立県」の実現。



2 本プランの性格

- 東日本大震災からの復興を確実なものにするため、知的創造サイクルの要となる産学官金が目標や方向性を共有化し、一丸となった取組を推進するための役割を目指すもの
- 知的財産の創造にあたっては、「科学技術による地域イノベーション指針」及び「農林水産技術立県いわて 技術開発基本方針」と連携
- 知的財産基本法第6条に基づき、知的財産に関し県が進める取組の方向性を明示

岩手県東日本大震災津波復興計画の計画期間に合わせて平成 23 年度から平成 30 年度の期間に、関係機関が取り組むべき知的財産政策の方向性を明確にします。

また、本プランの推進にあたっては、知的財産の創造に密接に関連する「科学技術による地域イノベーション指針」及び「農林水産技術立県いわて 技術開発基本方針」を始め、本プランに関連する計画やビジョンとの整合性を図ります。

また、知的財産基本法第 6 条には「地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されていることから、県の責務についても明示するものです。

「いわて県民計画」の地域産業の競争力強化実現

“希望郷いわて”の実現

岩手県知的財産活用促進プラン
(平成 23 年度～平成 30 年度)

保 護

活 用

創 造

科学技術による地域
イノベーション指針
(平成 21 年度～平成 30 年度)

「農林水産技術立県いわて」
技術開発基本方針
(平成 21 年度～平成 30 年度)

第4章 基本方針

1 基本的方向性

(1) 地域産業の早期の復興と更なる展開を牽引

東日本大震災からの復興に向けた取組を支援するため、高付加価値化や地域ブランド化による地域産業の強みの育成を重要視し、知的創造サイクルの活用により、早期の復興と、更なる発展を牽引します。

(2) 産学官金それぞれの目標と役割を明確化

知的創造サイクル確立のため、産学官金がそれぞれの課題と目標を共有化し、それぞれの役割を着実に推進します。また、目標の達成度を検証し、プランの適切な進行管理をおこなうとともに、その実効性を高めていきます。

① 進行管理指標の設定

「いわて県民計画」及び「科学技術による地域イノベーション指針」に掲げている指標の一体的運用と知財推進強化の観点から、以下の項目を本プランの進行管理指標とします。

目標値の設定期間は、東日本大震災からの復興の状況により産業や地域経済の状況が大きく変動している可能性があることから、当面平成26年度までとし、期間到来時点で新たに目標値を設定するものとします。

| 指標項目 | 関連施策 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------------|--|----------------------|---------------------|
| ア 岩手県知財総合支援窓口による課題等の受付（相談）総件数 | (2) 企業における知的財産の「保護」 (6) 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備 | 1,964 件数 (平成21年度) | 2,965 件 (平成26年度) |
| イ 岩手県知財総合支援窓口のサポートによる新規出願企業数 | (2) 企業における知的財産の「保護」 (6) 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備 | | 20 社 (毎年) |
| ウ 大学及び試験研究機関における実施化率 | (3) 企業における知的財産の「活用」 | | 20% (平成26年度) |
| エ 地域ブランドに関する商標登録件数 | (4) 地域資源の活用と地域ブランド確立支援 | | 20 件 (平成26年度) |

ア 岩手県知財総合支援窓口による課題等の受付（相談）総件数

- ・ 岩手県知財総合支援窓口に寄せられた相談（電話・メール・来所・文書）件数の合計を表す指標です。
- ・ 平成21年度を基準として約1,000件程度の増加を目標とします。

イ 岩手県知財総合支援窓口のサポートによる新規出願企業数

- ・ 新規企業の掘り起こしや知財活用の促進を表す指標です。

- ・ 支援窓口の支援により初めて産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）を出願する企業数の増加（毎年 15 社）を目指します。（過去に出願経験のある企業を含む）

ウ 大学及び試験研究機関における実施化率

- ・ 適切に保護された知的財産が活用された成果を表す指標とします。
- ・ 県内に所在する大学及び公設試験研究機関における実施化率（保有特許に対する実施化の割合）を目標とします。

エ 地域ブランドに関する商標登録件数

- ・ 県内における地域ブランドの育成を表す指標とします。
- ・ 県内企業及び団体等による地域団体商標及び地域名等を含む地域のイメージアップに寄与する商標権の登録件数の増加を目指します。

② 参考指標

| 指標項目 | 関連施策 | 現状値（平成 21 年） | 目標値 |
|------------------|---|--|-----|
| 県内における知的財産権出願件数等 | (1) 企業における知的財産の「創造」 (2) 企業における知的財産の「保護」 (7) 県民が知的財産を尊重する風土の醸成 (8) 知的財産に関する意識の向上と人材育成 | 特許出願件数：243 件 実用新案出願件数：20 件 意匠出願件数：40 件 商標出願件数：309 件 種苗登録出願件数（県内）：9 件 発明者数：620 人 考案者数：29 人 創作者数：49 人 | |

- ・ 出願件数は、生み出された成果の適切な保護を表す指標と考えられますが、近年、企業・大学等の出願は「量から質」への転換が進んでいます。そこで、むやみに件数の増加を目指すのではなく、保護に値する高度な技術であるか、ライセンス契約が容易であるかなど、個別具体的に評価する必要があります。
- ・ よって、当該指標には数値目標は設けず、県内全体において知的財産の活用が活発であるかを定量的に測る参考指標とします。

③ 知的財産活用促進プランに関する総合調整・進行管理

定期的に関係機関が参集し、各施策の進行状況を確認し、取組に反映します。

(3) 中小企業における知的財産の戦略的な取組の推進

企業の経営戦略において知的財産活用の重要性が高まる中、中小企業では大企業に比べ取組が遅れており、また、岩手県知的財産戦略においては、知的財産の活用主体である企業については具体的な位置づけがなかったことから、本プランでは中小企業の役割や支援策を明確化します。

(4) 消費者ニーズに対応した地域資源の有効活用

県内産業振興を推進するためには、本県の強みである高品質で安全・安心な農林水産物や伝統・文化などの地域資源を掘り起こし、商品やサービスに結びつける必要があります。

県内における農商工連携や農山漁村の6次産業化の高まりを背景に、知的財産の側面から重点的に支援を行います。

2 重点的に取り組むべき事項

(1) 企業経営に資する知的財産マネジメントの強化

① 知的財産の創造

中小企業単独では、人材や資金が十分とは言えず、新しい技術やデザインなどの創出ための高度な研究開発に取り組むことは容易ではありません。

そのため、中小企業の研究開発を様々な面から支援するとともに、新たなアライアンスの構築など、知的財産の創造に向けた取組を進めます。

② 知的財産の保護

技術やデザインは、特許や意匠などの知的財産権や営業秘密として適切に保護しなければ、他社に模倣されるなど、その財産価値を失ってしまいます。中小企業の場合は、知的財産に対する知識が不足していたり、専門人材や管理体制が未整備であるなどの課題も少なくありません。

中小企業が抱える権利化や権利侵害への悩みや疑問に対して必要な助言・情報提供を行い、知的財産の適切な保護に向けて支援します。

③ 知的財産の活用

知的財産は保有しているだけでは利益が生まれず、活用して初めてその価値を発揮するものです。知的財産をビジネスに繋げ、利益を新たな研究開発に投資することにより知的創造サイクルが循環します。

しかし、現実には多くの未利用特許が存在し、また、高度な技術や斬新なアイデアも、実用化までには多くの課題が存在する 경우가少なくありません。

知的財産の活用を最重要課題と捉え、中小企業が自社の知的財産や他社の未利用特許などを活用し新たな事業展開を図れるよう支援を行います。

④ 人材育成と意識の向上

知的創造サイクルを循環させる原動力は「人」です。企業では、「創造」を担う技術者や「保護」「活用」を担う知的財産担当者などの人材が必要となるほか、方針決定を行う立場にある経営者層も高い意識を持つ必要があります。

企業へのアンケート調査等によれば、知的財産に関する諸手続きや管理を弁理士に一任している企業が多く見受けられますが、スムーズな事業承継、ノウハウ保護のための営業秘密管理などの観点から、経営者だけでなく、従業員も知的財産の管理や契約に関する基礎知識の習得が必要です。

人材育成について、企業等のニーズをとらえたプログラムに取り組むほか、経営層を含め、意識の向上に取り組めます。

(2) 知的財産の視点を生かした農林水産業振興と地域ブランドの育成

① 農林水産分野における知的財産の権利化と活用

本県の農林水産物は、高品質・高付加価値、安全・安心などの農林水産業関係者の努力や技術、伝統や文化、並びに消費者の信頼に支えられた特質を有しており、それ自身が貴重な知的財産であると考えられます。

本県農林水産業のさらなる振興を図るためには、市場の要請に的確に対応した新品種や新技術の開発、商標権の取得によるブランド化など、知的財産の保護・活用を促進していくことが重要です。

② いわてブランド化の推進、外国での冒認出願等への対応

国際競争や地域間競争が厳しくなる中で、他産地との差別化を図るための方法として、全国各地で地域ブランド化への取組が盛んに行われています。本県においても様々な活動が行われてきたところですが、「前沢牛」や「南部鉄器」など全国的なトップブランドといえるものはごくわずかです。

ブランド化は一朝一夕にできるものではありませんが、地域を代表するブランド品を育てていくことが、産業振興や地域イメージの向上にも繋がります。

品質向上はもちろん、デザインやPR方法など様々な工夫を凝らし、地域ブランドの育成に取り組むとともに、近年問題となっている外国における模倣品や冒認出願への対策として、知的財産の保護に向けた取組を強化します。

(3) 知的創造サイクルを支える総合的かつ組織的な産学官金の体制整備

産学官金がより緊密な連携を図り、総合的かつ組織的な支援体制を構築することで、知的創造サイクルの好循環を加速します。

知財総合支援窓口が中心となり、企業への支援はもちろん、大学、研究機関、行政・産業支援機関等の連携を推進するなど、知的創造サイクルのマネジメント機能を担います。

① 岩手県知財総合支援窓口の設置

国では、平成 23 年度から中小企業等が抱える知的財産に関する悩みや課題をその場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、各都道府県に知財総合支援窓口を設置しています。

本県においても、窓口で課題等をその場で受け付け解決を図る支援担当者を配置して、アイデア段階から事業化まで一貫した支援を展開するとともに、専門性が高い課題等に対しては、知的財産の専門家を活用して共同で解決を図る体制を構築します。企業において知的財産担当者を専任として配置することは困難な状況であることから、知財総合支援窓口が知的財産本部としての役割

を担い、企業からのあらゆる相談にワンストップで応じます。

② 実務者による支援ネットワークの構築

各機関の知財担当者が個別の技術や企業情報を情報交換するなど、支援のための連携体制を整えます。

第5章 実現に向けた施策と各主体の役割

1 施策体系

本プランの実現に向け、以下の施策に取り組みます。

- (1) 企業における知的財産の「創造」
- (2) 企業における知的財産の「保護」
- (3) 企業における知的財産の「活用」
- (4) 地域資源の活用と地域ブランド確立支援
- (5) 海外における冒認出願対策・模倣品被害対策
- (6) 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備
- (7) 県民が知的財産を尊重する風土の醸成
- (8) 知的財産に関する意識の向上と人材育成

2 施策

(1) 企業における知的財産の「創造」

① 企業の研究開発とその支援

ア 技術的な支援の実施

【実施主体：大学、研究機関】

大学や研究機関は、中小企業が抱える技術的課題の解決を支援します。

イ 各種ニーズに対応した研究開発の推進

【実施主体：研究機関】

県内試験研究機関は、県内企業等のニーズを踏まえた「技術の実用化」のための研究開発を進めます。

農林水産業分野においては、産地づくりなどをリードする革新的な技術開発や、これまで培ってきた高度先端技術の実用化開発に取り組みます。

ウ 先行技術調査・特許情報活用支援

【実施主体：産業支援機関】

他社特許等の情報の把握により効果的に研究開発が進められるよう、有用技術の紹介やライセンス契約等の仲介、特許情報データベースである「特許電子図書館」の検索方法や活用方法等について助言・指導を行います。

エ 職務発明の環境整備の促進

【実施主体：産業支援機関】

研究開発者の発明意欲の向上を促すとともに、経営者と従業員による発明対価を巡るトラブルなど経営リスクを低減させるため、特許法第35条に定める「相当の対価」の「合理的な算定」に配慮した職務発明規程の整備等を支援します。

オ 研究開発への資金支援

【実施主体：金融機関、産業支援機関】

研究開発資金について、補助・融資などの資金支援を行います。

また、研究開発の段階に応じた国等の競争的研究開発資金の獲得へ向け、関連情報の提供や提案書作成の支援を行います。

② 共同研究の推進

ア 大学における「つなぎ」機能の強化

【実施主体：大学】

各大学の産学連携部門は、共同研究のマッチングなど企業等と大学の「つなぎ」機能を果たすとともに、研究施設等を活用し技術力向上を支援します。

イ 公設試験研究機関と県内企業との連携促進

【実施主体：研究機関】

新たな研究開発プロジェクト等の創出へ向け、研究機関と県内企業との連携・交流を促進します。

(2) 企業における知的財産の「保護」

① 知財総合支援窓口でのワンストップサービス

【実施主体：産業支援機関】

知的財産の総合支援機関として、技術やアイデアの権利化を始めとした知財に関するあらゆる相談に総合的かつ専門的に対応します。

② 知的財産に関する契約締結支援

【実施主体：産業支援機関】

特許技術等の実施許諾や秘密保持に当たっては、トラブルが発生しないよう、契約書の作成にあたっての助言など、中小企業等が知的財産に関する契約実務を適切に行えるよう支援します。

③ 国等の各種支援制度の情報提供

【実施主体：産業支援機関】

特許庁などの国の機関や知財総合支援窓口が連携し、各機関において実施している支援制度について、中小企業等に積極的に情報提供を行います。

(3) 企業における知的財産の「活用」

① 知的財産を重視した企業経営の促進

ア 企業経営に直結する知的財産活動の展開

【実施主体：産業支援機関】

知的財産を重視した戦略的な経営を進める中小企業の拡大を目指し、保有特許の確認・棚卸しや独自の知的財産戦略の策定などの支援を行います。

イ 知的財産活用事例の紹介

【実施主体：産業支援機関】

知的財産に関する成功や失敗などの具体例を活用し、知的財産を重視した経営に対する関心の喚起と理解の増進を図ります。

② 事業化の支援

ア 相談内容に応じた事業展開支援

【実施主体：産業支援機関】

中小企業の知財に対する意識や取組状況に応じて、知財総合支援窓口の専門家が知的財産を活用した事業化や商品化などのきめ細かいアドバイスや情報提供を行います。

イ マッチング・販路開拓の支援

【実施主体：全機関】

中小企業等と商社などのマッチングの場の提供や販路開拓を支援します。

③ 特許流通の促進

ア 企業ニーズに応じた特許流通支援

【実施主体：産業支援機関】

自社特許の供与や他社特許の導入など、企業からの相談に応じ、特許流通促進のためマッチングを推進します。特に技術供与を受ける側のニーズが重要であることから、日頃からの企業訪問活動を通じニーズ把握に努めます。

イ 県有特許の流通促進

【実施主体：研究機関、産業支援機関】

試験研究機関等における研究活動を通じて生みだされた特許等について、積極的に情報公開を行い、中小企業での利用を促進します。

ウ 特許流通のための意識啓発

【実施主体：産業支援機関】

未利用特許の活用について、セミナー等により有効利用へ向けた意識啓発を行います。

(4) 地域資源の活用と地域ブランド確立支援

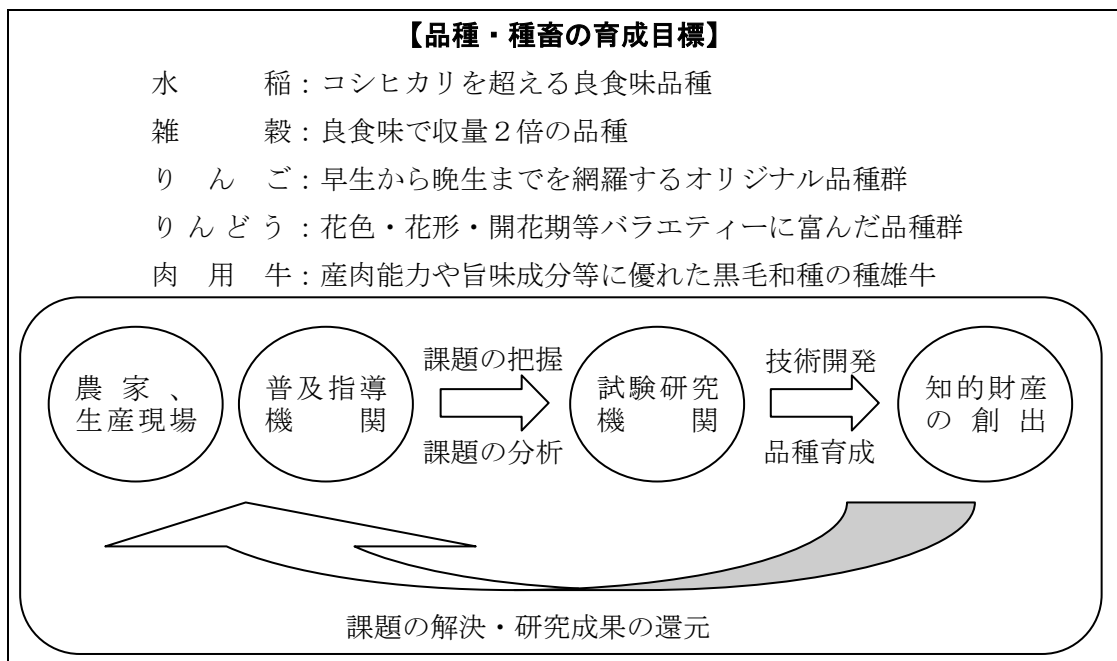
① 農林水産分野での知的創造サイクルの確立

ア 知的財産の創造

【実施主体：研究機関、普及機関】

市場ニーズに対応した農林水産物供給体制の確立を図るため、マーケットインの視点による技術開発を進め、いわてブランド確立に向けたオリジナル農作物品種・種畜を開発します。

また、農業者等自らの新品種育成や新技術開発への取り組みを支援するため、試験研究機関及び普及指導機関は、アドバイスや情報提供を行います。



【安代りんどうの取組】

岩手県内でりんどうが本格的に栽培されるようになったのは昭和30年ごろからであり、昭和40年代以降、安代町（現八幡平市）を中心に取組まれてきた。同町におけ

る厳しい規格検査と徹底した指導の結果、日本各地の市場で高い評価を得ており、昭和60年には「安代りんどう」として面積・生産量・販売額とも日本一となった。

「メルヘンアシロ」、「ラブリーアシロ」などのオリジナル品種を育成し、他産地との差別化や競争力維持・向上を図っているほか、南半球での契約栽培による世界周年出荷体制の確立や、欧州連合（EU）への輸出に積極的に取り組んでおり、安代りんどうの世界ブランド化を目指した取組を進めている。（日本における種苗法に基づく登録品種：10品種、EUでの品種登録出願：3品種）

イ 知的財産の保護

【実施主体：研究機関、産業支援機関】

・ 知的財産権の取得

農林水産分野においても、創出した知的財産の保護対策が不可欠であることから、出願から登録に至るまで継続して支援します。

・ 権利侵害対策

登録品種の種苗の不正利用等、権利を侵害する行為に対し、迅速かつ適切に対応するため、国、品種保護Gメン、都道府県等で組織する「農林水産知的財産ネットワーク」との連携を進めます。また、海外への種苗の不正持ち出しや不正栽培による国内への逆輸入等の権利侵害に対しては外国での商標権の取得や関税法に基づく水際取締り制度を活用するなど、総合的に対応します。

・ デザインの権利化

個々の企業や生産者によるブランド化の取組みと並行して、県内の大学や試験研究機関等との連携・協力のもと、「地域ブランド」と密接に関係する容器包装などのデザインを権利化します。

また、デザインの権利化等にあたっては、先行知財に関する情報提供や専門家の派遣等を行い、早期の権利化を支援します。

ウ 知的財産の活用

【実施主体：研究機関、産業支援機関】

登録品種の特性や研究成果を、農業者等を対象とした指導会などを通じ活用を呼びかけるほか、ホームページでも、広く公開します。

② 農林水産物のブランド化

ア 地域資源を生かした食品や食品加工技術の創出

【実施主体：全機関】

県の特産品や新素材の活用による新商品の開発のほか機能性食品分野等への新展開を目指します。

イ 林業再生を目指した環境保全技術や製品の普及

【実施主体：全機関】

間伐材等の未利用木材など従来にない緑化用環境技術及び製品化に向けた取組を進めます。

ウ 水産資源の利用用途拡大や新分野への進出

【実施主体：全機関】

新技術を活用した機能性食品や医薬品などの食用用途以外への活用により利用拡大を図ります。

【地域団体商標を活用したブランド戦略】

地域団体商標の権利を取得してもその権利を有効に活用できていない事例が全国的に見受けられます。その原因は様々ですが、地域ブランド戦略を十分に議論しないまま地域団体商標の出願に至ったことが主な原因と考えられます。

地域団体商標の出願に際しては、予め、組合当事者のみならず、地域経済の活性化に関わる様々な組織・団体を巻き込んで、地域ブランド戦略の一環として地域団体商標の出願を吟味することが有益です。

また、地域団体商標の登録後においても、地域ブランド戦略について地域の多様な関係者間でコンセプトを再確認し、継続的に議論を重ねていくことが必要です。

さらに、地域経済の活性化を目指し地域ブランドを育成していくには、地域団体商標がブランドとしての信用・信頼を獲得、維持していくことが重要であり、地域団体商標の管理とともに商品・サービスの品質の管理が不可欠です。具体的には委員会や協議会といった組織により使用基準を定めた管理規程又は商品（サービス）の品質基準を策定し、遵守の徹底を図ることが最適です。加えて地域団体商標の登録を明示したシールやステッカーを作成して商品に添付したり、ポスター、パンフレット等を配布して広報することも効果的と考えられます。

エ 認証制度を活用した農林水産ブランドの育成・保護

【実施主体：産業支援機関】

本県は豊富な農林水産資源を有しており、特徴ある優れた農林水産物については、各種の認証制度や積極的なPRなどによりブランド化を図り、保護していきます。

【認証制度の例】

岩手県特別栽培農産物認証制度：知事の認定を受けた認証機関が、野菜及び果実（加工したものを除く）並びに穀類、豆類等で乾燥調製したものを対象に、農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、生産及び管理された特別栽培農産物（通常の栽培方法に比べ農薬や化学肥料の使用量を5割以上減らした農産物）として認証するもの。

岩手県ふるさと食品認証制度：県内で生産された農林水産物及びその加工食品を対象に、品目ごとに定める品質、原材料等に関する3つの基準に適合するとして県が認証するもの。

③ 地域資源を生かした産業振興

ア 観光産業との連携

【実施主体：産業支援機関】

地域の歴史、文化、芸術、偉人、自然、食、イベントなどの地域資源を生かした着地型の新たな旅行商品づくりを進めるなど、地域資源を生かした魅力的な観光地づくりに取り組みます。

イ 食産業の振興

【実施主体：金融機関、産業支援機関】

本県の豊富で安全・安心な食材を核として、1次から3次産業までの緊密な連携により、付加価値の高い商品の開発や販路開拓等を促進し、県産品のシェア拡大を図ります。また、フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）岩手ランチを中心に「食の安全・安心」を基本とした取組みを強化・拡大し、本県の食に対する一層の信頼向上による食産業の振興を図ります。

【FCP岩手ランチ ～「いわての食の安全・安心」を「企業価値」へ】

食の信頼向上が叫ばれる中、本県の安全・安心な食品に注目が高まっており、これを好機と捉え、国のFCPの取組と呼応し、平成21年6月に全国で初めて、民間企業・金融機関・行政が参加した『FCP岩手ランチ』を立ち上げ。平成23年1月末時点で、42企業／団体が参加。

食品事業者が経営発展するためには、
ココロ、シクミ、モノを磨き、
自社内外で伝え、共有する取組みが重要
事業活動の「見える化」



※フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）

農林水産省が提唱している取組で、食品関連事業者の「見える化」を通じて、市場や消費者とのコミュニケーションを活性化することにより、消費者の食に対する信頼向上を目指している。

(5) 海外における冒認出願対策・模倣品被害対策

① 対策の基本

【実施主体：産業支援機関】

ア 知財総合支援窓口による助言指導

外国商標制度の説明や外国商標検索の助言・指導等により、事前及び事後の対策支援を行います。

イ 連絡調整会議の設置

県では連絡調整会議を設置し、本県地名等の抜駆け商標出願・登録問題等に対し連携して取り組みます。

ウ 出願状況の監視

県大連事務所では、本県の地名や企業名・ブランド名等が第三者によって出願されていないか中国商標局のホームページ等を定期的に監視しています。問題のある事案を発見した際には、県内事業者団体と対応を検討します。

エ セミナー等の実施

日本貿易振興機構（ジェトロ）などの関係機関と連携して、抜駆け商標出願・登録等に関するセミナー等を開催します。

オ 証拠収集

異議申立てにあたっては、当該国内における周知性の証明が必要となることから、海外における見本市や海外メディア等において県内地名やブランド名を積極的にPRします。

② 積極的対策

【実施主体：産業支援機関】

ア 早期の商標出願

模倣品被害であるというためには、正当な権利を有していることが必要です。国の補助制度等を活用した早期の商標出願を促進します。

イ 日本産ブランドの活用

「おいしいマーク」や「日本産果実マーク」などの日本産ブランドの活用も有効であることから、マークの取得方法等について周知を図ります。



おいしいマーク



日本産果実マーク

ウ 地域団体商標による対応

国内において周知の商標は海外でも一定の歯止めとなり、諸外国においても同様の制度があることから、地域団体商標の取得を支援します。

③ 被害への対応

【実施主体：産業支援機関】

ア 異議申立ての実施

海外において県内地名等が抜駆け商標出願されており、県内事業者が被害を受ける可能性が高いものについては、関係機関との協議結果を踏まえ、県内事業者団体とともに異議申立て及びその支援を行います。

イ 無効審判請求の検討

無効審判請求は、既に登録され、権利化されている商標の取消しであり、慎重な検討が必要です。県内事業者に重大な影響を及ぼす恐れがある抜駆け商標登録が判明した場合には、県内事業者団体と相談の上、無効審判請求を含め解決方法検討します。

【冒認出願・模倣品対策問題】

東南アジアを中心に外国の有名なブランドやコンテンツ等を、第三者が商標として「冒認出願」する事案が増加しており、大きな社会問題となっています。インターネット等を通じて、外国のブランドやコンテンツ等を知った者が、まだ商標登録出願されていないことを逆手に先に商標登録出願することが、非常に起こり易くなっています。

先願主義のもとでは、既に商標を実際に使用している者であっても、他の第三者が先に当該商標を出願して登録を受けた場合には、同一又は類似の指定商品では当該商標の登録ができなくなります。もし、登録名義人の許諾を得ずに当該商標を使用した場合には、商標権侵害を理由に訴えられることになりかねません。当該商標を付した商品の輸出・販売では、商標登録者から販売等の差し止め、損害賠償の請求などが考えられます。さらには、商標登録者から、当該商標を法外な値段で買い取るよう要求してくるおそれもあります。

(6) 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備

① 岩手県知財総合支援窓口の設置

【実施主体：産業支援機関】

県内の中小企業等の知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、弁理士、弁護士等知的財産に関わる専門家や、商工会・商工会議所等地域の中小企業支援機関と連携し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供します。

② 産業支援機関相互の連携体制の構築

【実施主体：産業支援機関】

知財総合支援窓口、岩手県発明協会、いわて産業振興センターを始めとした産業支援機関が、それぞれの特長を生かした県民の知的財産に関する身近な相談窓口となるよう、連携を推進します。

③ 知的創造サイクルを回す産学官ネットワークの構築

【実施主体：全機関】

本県は、INSに代表される産学官連携の先進地であることから、今後も産学官ネットワークの拡大と連携強化に努めます。

④ 知的財産管理事務の迅速化

【実施主体：大学、研究機関、産業支援機関】

大学及び試験研究機関においては、職務発明の認定や実施許諾等の手続きに時間を要するところがあることから、共同研究企業等のスピードに合わせた迅速化が可能となるよう、知的財産管理体制の整備に努めます。

(7) 県民が知的財産を尊重する風土の醸成

【実施主体：全機関】

① 知的財産に関するセミナー等による普及啓発

知的財産に関する基礎知識の習得、重要性の理解や他人の知的財産の尊重など、県民意識の醸成を目指し、セミナー等を開催します。

② 知的財産に関する各種情報の提供

【実施主体：産業支援機関】

ホームページ等を活用して知的財産に関する各種の情報を提供します。また、

市町村担当との協働による広報誌等を活用した情報発信も行います。

③ 著作権の尊重 **【実施主体：全機関】**

ホームページ等の中に、論文、詩歌、写真、絵画、イラスト、アニメキャラクターなど他人が創作したものを無断使用したり、コンピュータソフトや音楽ソフトをコピーして交換する行為は著作権法違反に問われることがあります。著作権侵害は、ビジネスの場面だけでなく、教育や私生活などにおいても問題となることから、何が違反・侵害にあたるのかなど、理解の増進に努めます。

(8) 知的財産に関する意識の向上と人材育成

① 経営者の意識向上と知的財産管理を担う企業の人材育成への支援

ア 中小企業経営者の知的財産意識の向上 **【実施主体：産業支援機関】**

中小企業の知的財産に対する取組には、経営者層の意識が極めて重要です。知的財産を重視した経営に向けた動機付けを行うため、セミナーの開催や企業訪問などにより知的財産の重要性を普及啓発します。

イ MOT人材の育成 **【実施主体：研究機関、産業支援機関】**

技術と経営を一体的、戦略的に進めるMOTを中小企業に普及させるとともに、「技術」と「経営」両方の専門性を併せ持つ人材の育成を支援します。

ウ 知的財産管理を担う人材の育成 **【実施主体：研究機関、産業支援機関】**

多くの中小企業では、知的財産の創出推進・管理などを担う専任職員を配置することは難しい状況ですが、兼任であってもある程度理解できる人材がいることが大きな強みとなります。そこで、レベルや分野別のセミナー等を開催し、中小企業が知的財産重視の経営を進める上で、現場のキーマンとなる人材の育成を支援します。

② 中小企業を支援する人材の育成

ア 中小企業支援に携わる専門人材のスキル向上

【実施主体：大学、研究機関、産業支援機関】

様々な分野で中小企業の支援活動に携わっている公的支援機関の職員やコーディネーターに対し、知的財産に関するスキル向上を目的とした人材の育成を行います。

イ 金融機関職員への情報提供・普及啓発 **【実施主体：金融機関、産業支援機関】**

金融機関職員の知的財産への理解推進のため、情報提供や意識啓発などを行います。

② 将来の知的創造サイクルを支える人材の育成

ア ものづくり人材の育成 **【実施主体：大学、産業支援機関】**

将来のものづくりを支える創造性あふれた人材を育成するため、児童・生徒にもものづくりの楽しさを体験できる機会を提供します。

イ 児童・生徒に対する理科・科学技術教育の充実

【実施主体：大学、産業支援機関】

知的財産創造の源泉である自由な発想や創意工夫に興味・関心を喚起するため、体験を重視した魅力的な理科教育・科学技術教育を支援します。

ウ 大学生・高校生等に対する知的財産教育 **【実施主体：大学、産業支援機関】**

県内大学・高校との連携により、知的財産について学ぶ機会を提供します。

④ 各種表彰制度の積極的活用

【実施主体：産業支援機関】

技術者等の意識向上を図るため、優れた創意工夫や発明等の表彰制度への積極的な参加を奨励します。

3 各実施主体の役割

(1) 企業の役割

① 企業が目指す姿

顧客が求める価値を想像し、課題解決のため創意工夫を凝らすなど新たな技術や製品開発にチャレンジする企業が、学官金と連携を図りながら、知的財産を戦略的に保護・活用することにより、新たな事業や価値を創出できる強い経営を目指します

② 企業の取組指針

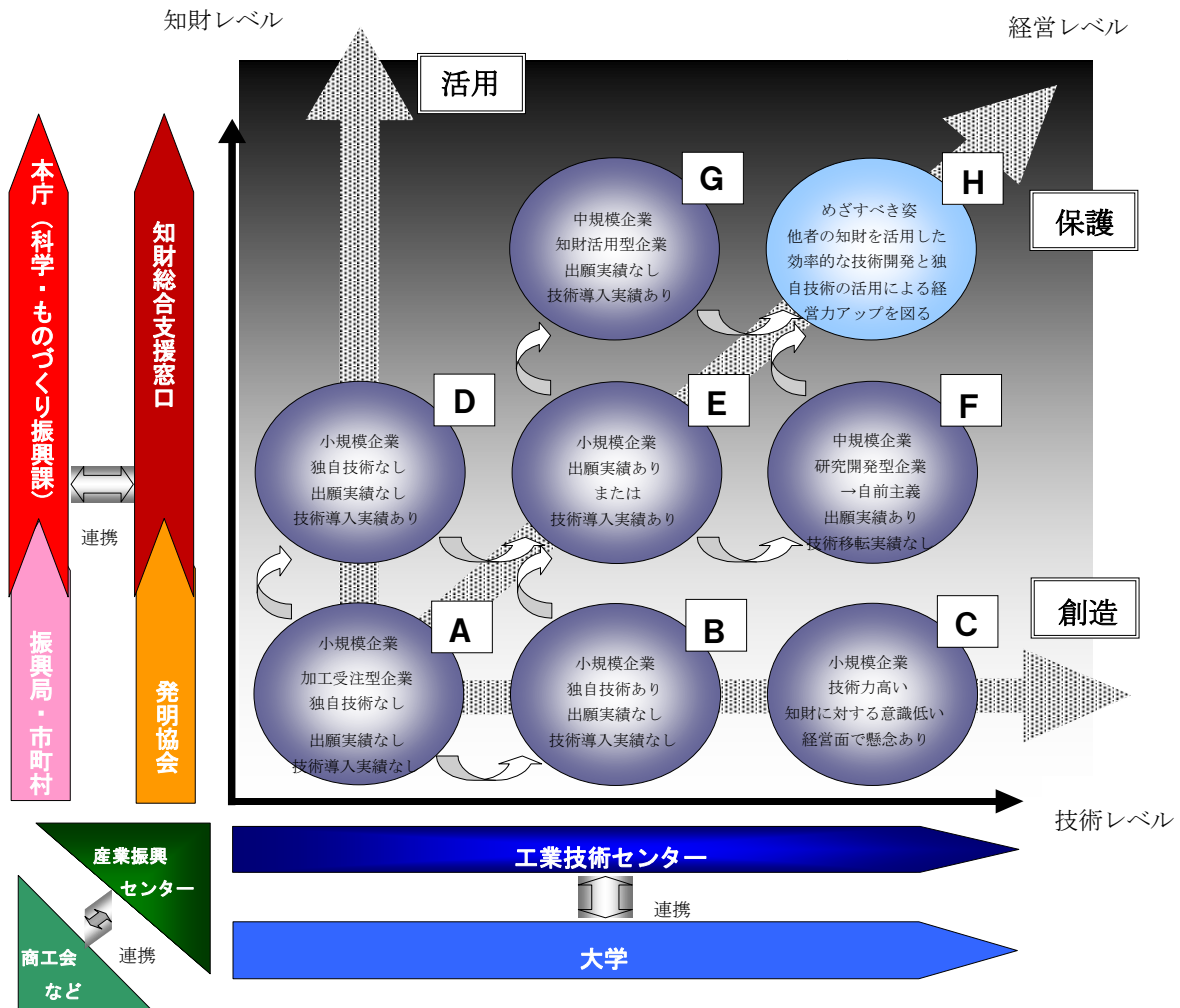
ア 知的財産経営による経営力強化

イ オンリーワンの技術開発の推進と権利化による競争力の強化

ウ 知的財産管理・契約知識等の教育

エ 職務発明規程等のインセンティブ制度の整備

【企業の知財・経営・技術マップ】



A：「小規模企業」、「加工受注型」、「独自技術なし」、「出願実績なし」、「技術導入実績なし」

独自技術を持たず他者からの技術導入もない下請け加工組立型のため、受注先・競合他社の動向次第で経営が左右される。

B：「小規模企業」、「独自技術あり」、「出願実績なし」、「技術導入実績なし」

独自技術を持つが知的財産に対する意識が低いため出願は行っていない。特にノウハウとして社外に出さない戦略をとる場合は別として、適正に権利化することが望まれる。

C：「小規模企業」、「独自技術高い」、「出願実績なし」、「技術導入実績なし」

高い技術力を持つが知的財産に対する意識が低いため出願は行っていない。重要な技術を権利化していない場合は、他社の模倣、警告などによる経営面での悪影響を受ける可能性がある。

D：「小規模企業」、「独自技術なし」、「出願実績なし」、「技術導入実績あり」

独自技術を持たないが、それを補完するため他者の技術を導入している。技術導入をきっかけに、技術開発力の向上を図り権利化できる技術を持つ可能性がある。

E：「小規模企業」、「独自技術あり」、「出願実績ありまたは技術導入実績あり」

独自技術について出願実績がある、または他者からの技術導入実績があることで、一定以上

の技術レベルと知的財産レベルを獲得している。

F：「中規模企業」、「研究開発型」、「出願実績あり」、「技術導入実績なし」

高い技術力を持ち適正に権利化を行っているため、企業規模も中規模程度まで成長している。ただし、開発コスト削減・開発期間短縮による経営の効率化や新技術導入による業務拡大を実現するため、自前主義の経営方針から技術導入を視野に入れた経営方針に転換することが必要。

G：「中規模企業」、「知財活用型」、「出願実績なし」、「技術導入実績あり」

権利化できる独自技術はないが一定以上の技術力を持つため、積極的に他者の技術を導入し経営に生かしている。経営面でのさらなる成長のためには、独自技術を持つことが必要。

H：「中規模企業」、「独自技術あり」、「出願実績あり」、「技術導入実績あり」

目指す企業の姿。

一定以上の技術レベル、経営レベル、知的財産レベルをバランスよく持ち、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」の好循環（「知的創造サイクル」）を早く大きく回すことで、企業の成長を実現している。



Hの企業が増加することが理想的ですが、自社の現状を認識し、目的としての「明確な理念・方針に基づく企業経営」と、そのための手段である「知財」の役割を意識してもらうことにより、企業価値の向上を目指します。

(2) 大学の役割

① 大学が目指す姿

知的財産の「創造」に注力するとともに、産学連携や地域連携活動など地域の振興に貢献します。また、知的財産を創造し尊重する「人材育成」に向け、中心的な役割を果たします。

② 大学の取組指針

- ア 共同研究等により創出した研究成果の社会還元
- イ 県内外及び国内外のネットワーク強化による技術移転実績の向上
- ウ 学生や研究者への高度な知的財産教育の充実

(3) 公設試験研究機関の役割

① 公設試験研究機関が目指す姿

試験研究機関の研究成果は、県内企業等への技術移転により活用されることが重要です。このため、移転を想定した研究計画の作成や進捗管理と評価の充実・強化、県内企業とのマッチング体制の構築を図ります。

② 公設試験研究機関の取組指針

- ア 高付加価値化・競争力強化の源泉となる新技術・新品種の創造
- イ 知財ポリシー等による研究開発成果の保護と活用の徹底
- ウ ニーズに対応した研究開発と、成果に基づくブランド化の支援

③ 個別の公設試験研究機関の取組

ア 工業技術センター

- ・ 県の産業振興及び経済発展に寄与するための手段として、知的創造サイクルを適切に機能させる。
- ・ 相談対応や共同研究の成果である発明等の取り扱いについて、企業側の不安や懸念を取り除くよう努め、センターへの信頼感醸成を図る。
- ・ 円滑で効率的な共同研究契約事務及び実施契約事務を実現する。

イ 農業研究センター

- ・ 種苗法に基づく適切な保護・活用を図りながら、本県の気候・風土及び地域性を生かし、消費者ニーズを的確にとらえた本県ブランド新品種を開発。
- ・ 技術移転を想定した研究計画の作成や進捗管理と評価の充実・強化、ユーザとのマッチング機会の確保など、本県の農業振興に有望な技術移転を推進。

ウ 林業技術センター

- ・ 本県の多様で豊かな森林資源の保全を図りながら、地域の資源を産業に結びつけるため、地域の皆様と積極的に関わり、効果的で実効性のある試験研究・研修・普及指導業務を推進。
- ・ 低コストで持続可能な森林経営を支援する技術、県産材の需要拡大のための多様なニーズに対応した高付加価値化技術、特用林産物のブランド化を支援する栽培技術、環境と調和した豊かな森林づくりのための技術、高品質で付加価値の高い優良品種等の開発を推進。

エ 水産技術センター

- ・ 研究成果を迅速な権利化により保護するとともに、当該知的財産を活用し、本県漁業、水産加工業等の競争力強化を促進。このため、産学官連携の場を積極的に活用し知的財産の利活用を計画的に推進。

オ 生物工学研究センター

- ・ 知的財産の取扱いに係る県との協議手続きをスリム化する等、センターの主体性を向上するとともに事務手続きの簡素化を図る。
- ・ 研究課題の設定から、知的財産等の成果の利活用までを一体的に管理できる、戦略的マネジメント機能の構築を図る。

(4) 金融機関の役割

① 金融機関が目指す姿

金融市場においては、特許等を担保にした資金調達を可能とする商品が見ら

れるようになってきています。いわて産学連携推進協議会（リエゾン－I）等を通じた産学官の連携を一層強化しながら、知的財産を軸とする資金調達の円滑化や資金調達形態の多様化等について検討します。

② 金融機関の取組指針

- ア 行員の産学官連携及び知財評価意識の向上
- イ 相談窓口における広報や情報提供
- ウ 資金贈呈等の企業の事業化に向けた支援

(5) 産業支援機関及び県の役割

① 県や産業支援機関が目指す姿

産学官金の連携を図りながら、知的財産に関する総合相談支援体制及び情報発信機能の整備・強化に努めます。

② 県や産業支援機関の取組指針

- ア 総合的かつ一体的な支援体制の構築
- イ 知的財産に関する意識の向上と、活用できる人材の育成
- ウ 各種支援事業の実施による特許流通の活性化

③ 県や個別産業支援機関の取組

ア 知財総合支援窓口

- ・ 中小企業等の知的財産に関する課題等を踏まえて、知的財産に関するワンストップサービスを提供。
- ・ 知的財産を有効活用できていない中小企業等の発掘を行い、改善を支援。

イ いわて産業振興センター

- ・ 中小企業の経営及び技術に関する総合的支援機関として、他の支援機関と連携した支援を実施。

ウ 岩手県発明協会

- ・ 発明の奨励・振興、青少年の創造性開発育成および産業財産権制度の普及事業を積極的に推進し、地域の産業振興等に貢献。

エ 岩手県

- ・ 知財総合支援窓口を中心とし、組織的なネットワークの構築と産業支援機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ一体的な支援体制の整備を推進。
- ・ 知的財産の保護や活用を促進するため、知財意識の向上と活用する人材の育成、知的財産権の流通の活性化などの各種施策を充実。

参 考 资 料

1 岩手県知的財産戦略改訂検討委員会設置要領

岩手県知的財産戦略改訂検討委員会設置要領

(設置)

第1 本県の産学官金が緊密な連携を図り、総合的かつ組織的な支援体制により創造・保護・活用による知的創造サイクルの好循環を加速させることを目指す第2期の戦略を策定するため、岩手県知的財産戦略改訂検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県における第2期岩手県知的財産戦略の策定に関すること。
- (2) その他、策定に関し必要と認められること。

(組織)

第3 委員会は、知事が委嘱又は指名する別表1に掲げる委員をもって組織する。
2 委員会に、委員長を置くものとし、委員長は委員の互選により定める。

(委員長等の職務)

第4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、岩手県商工労働観光部科学・ものづくり振興課において処理する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要領は平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要領は平成23年3月31日限り、その効力を失う。

(別表1)

| | 所属 | 職 | 氏名 |
|--------------|-----------------------|------------------------------|--------|
| 有識者 | 梓特許事務所(外部有識者) | 弁理士 | 飯高 勉 |
| | 丸岡特許事務所 | 弁理士 | 丸岡 裕作 |
| | 岩手大学 | 教授・弁理士 | 佐藤 祐介 |
| 学 | 岩手大学地域連携推進センター | 副センター長/的財産移転部門 教授/技術移転マネージャー | 対馬 正秋 |
| | 岩手県立大学地域連携室 | 地域連携室長 | 宇部 眞一 |
| | 岩手医科大学知的財産本部リエゾンセンター | リエゾンセンター長 | 人見 次郎 |
| 産 | (株) 新興製作所 | 技術管理チームリーダー | 佐藤 敬一 |
| | (株) アーク (館ヶ森アーク牧場) | 代表取締役社長 | 橋本 晋栄 |
| | (株) 夢実耕望 | 取締役工場長 | 久保田 史 |
| 金 | (株) 岩手銀行 | 地域サポート部長 (お客様サービス部長) | 稲垣 秀悦 |
| 支援機関 | 岩手県知的所有権センター | 特許流通アドバイザー | 千葉 広喜 |
| | | 特許情報活用支援アドバイザー | 中嶋 孝弘 |
| | (地独)岩手県工業技術センター | 企画デザイン部長 | 小平 浩 |
| | (財)いわて産業振興センター | グループリーダー参事 | 兼田 光治 |
| | (社)発明協会岩手県支部 | 事務局長 | 町田 俊一 |
| 官 | 岩手県農林水産部農林水産企画室 | 企画課長 | 小岩 一幸 |
| | 岩手県商工労働観光部科学・ものづくり振興課 | 総括課長 | 佐々木 淳 |
| オブザーバー | (地独)岩手県工業技術センター | 上席専門研究員 | 茨島 明 |
| | (財)いわて産業振興センター | 主査(自治体特許流通コーディネーター) | 佐々木 守衛 |
| | | 主事 | 山根 成樹 |
| | (社)発明協会岩手県支部 | 書記 | 井旗 智子 |
| | | 知財活用支援コーディネーター | 佐藤 清子 |
| 岩手県知的所有権センター | 特許流通アシスタントアドバイザー | 高橋 尉 | |
| 事務局 | 岩手県商工労働観光部科学・ものづくり振興課 | 科学技術担当課長 | 古舘 慶之 |
| | | 主事 | 松本 潤 |

2 岩手県知的財産活用促進プラン策定へ向けた検討経過等

| 日 付 | 取組内容 | 概 要 |
|-------------------------|--------------------------------|--|
| 平成 22 年 5 月～6 月 | 県内大学・試験研究機関及び産業支援機関に対する実績評価等調査 | 関係機関の取組みの進捗状況や課題及び今後の方針等を把握 |
| 〃 | 県内中小企業（500 社）に対するアンケート調査 | 企業における知的財産の取組み実態や知的財産をめぐる課題を抽出・分析 |
| 7 月 20 日 | 第 1 回改訂検討委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・策定の趣旨について ・県内企業の知的財産の取組みに関するアンケート調査結果について ・県内関係機関における取組実績評価等調査の結果について ・「第 2 期岩手県知的財産戦略」（骨子案）について |
| 9 月上旬 | 県内中小企業（15 社）に対するヒアリング調査 | 上記アンケート調査結果を踏まえ、課題や要望事項等を具体的に聴取 |
| 9 月 21 日 | 第 2 回改訂検討委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・県の「科学技術による地域イノベーション指針（H22.3 策定）」について ・県内企業の知的財産の取組みに関するヒアリング調査結果について ・「第 2 期岩手県知的財産戦略」（素案）の検討 |
| 平成 23 年 2 月 1 日 | 第 3 回改訂検討委員会 | ・「第 2 期岩手県知的財産戦略」（成案）の検討 |
| 3 月 11 日 | 東日本大震災津波の発生 | |
| 8 月 11 日 | 岩手県東日本大震災津波復興計画の策定 | 対象期間：平成 23 年度～30 年度 |
| 平成 24 年 2 月 | いわて県民計画第 2 期アクションプラン策定 | 対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度 |
| 平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月 | 東日本大震災の影響を反映した見直し作業 | 復興計画及び第 2 期アクションプランに基づく見直し作業 |

3 岩手県における企業の知的財産の取組に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

| | |
|---|-------------------|
| ○調査期間 | H22.5.31～H22.6.25 |
| ○対象企業数(500社に郵送し、35社は所在不明等で対象外) | 465 社 |
| ○回答者数 | 137 社 |
| ※以下の基準により選定した県内企業から任意抽出 | |
| ①経営革新承認企業(サービス業等は除く) | } 株式会社 } 有限会社 |
| ②創造法補助金企業(全て) | |
| ③出願実績あり企業(訪問調査先を除いた上位) | |
| ④情報AD取引企業(無作為に抽出) | |
| ⑤流通AD取引企業(無作為に抽出) | |
| ⑥工技C取引企業(無作為に抽出) | |
| ○回答率 | 29.5 % |
| ○回答企業の属性 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円未満、従業員数100人未満の中小企業が大部分 ・営業年数20年以上の技術やノウハウの蓄積がある企業が大半 ・売上高に占める研究開発比率では「1%未満」が約60%、「1～2%未満」の企業が約12%と研究開発費に費用を投じる企業は少数 ・業種は製造業(食料品、金属製品など)が中心だが、建設業やサービス業など幅広い | |

II 出願状況

| | 企業数 | 割合(%) |
|--------------------------------|-----|-------|
| ①実績あり、今後も出願する | 48 | 35.0 |
| ②実績あり、今後は出願しない(親・本社が出願する) | 2 | 1.5 |
| ③実績あり、今後は出願しない(取引先の権利とする) | 1 | 0.7 |
| ④実績あり、今後は出願しない(ノウハウとする) | 3 | 2.2 |
| ⑤実績あり、今後は出願しない(資金不足、人材不足、その他) | 3 | 2.2 |
| ⑥実績あり、今後は出願しない(権利化できる技術・発明がない) | 16 | 11.7 |
| ⑦実績なし、今後は出願する | 10 | 7.3 |
| ⑧実績なし、今後も出願しない(親・本社が出願する) | 0 | 0.0 |
| ⑨実績なし、今後も出願しない(取引先の権利とする) | 1 | 0.7 |
| ⑩実績なし、今後も出願しない(ノウハウとする) | 1 | 0.7 |
| ⑪実績なし、今後も出願しない(資金不足、人材不足、その他) | 3 | 2.2 |
| ⑫実績なし、今後も出願しない(出願要否を判断できない) | 6 | 4.4 |
| ⑬実績なし、今後も出願しない(権利化できる技術・発明がない) | 38 | 27.7 |
| ⑭無回答 | 5 | 3.6 |
| 計 | 137 | 100.0 |

III 企業経営における知的財産への関心

Q:貴社は知的財産について関心がありますか。

| | 企業数 | 割合(%) |
|--------------------|-----|-------|
| 1. 非常に関心がある ⇒ 高度段階 | 24 | 17.5 |
| 2. 関心がある ⇒ 一般段階 | 55 | 40.1 |
| 3. あまり関心がない | 24 | 17.5 |
| 4. 全く関心がない | 22 | 16.1 |
| 5. 無回答 | 12 | 8.8 |
| 計 | 137 | 100.0 |

問2 (問1において4.を選択した方のみ) 知的財産について関心がない理由はどのような理由ですか。(複数回答)

| | 企業数 | 割合(%) |
|--------------------------------------|-----|-------|
| 1. 自社の業務には関係がない(保護される技術・アイデア等がない)と考え | 15 | 68.2 |
| 2. 知的財産制度についてよく知らないため | 2 | 9.1 |
| 3. 権利取得・維持のためのスタッフが足りないため | 3 | 13.6 |
| 4. 権利取得・維持のためのコストが高いため | 4 | 18.2 |
| 5. その他 | 2 | 9.1 |
| 6. 特に明確な理由はない | 2 | 9.1 |
| 7. 無回答 | 0 | 0.0 |
| 計 | 28 | 127.3 |

⇒ ・親会社で管理を行っている
・現状では必要性がないため

問3 (Ⅱ 出願の状況において④を選択した方のみ) ノウハウとして秘匿する理由はどのような理由ですか。(複数回答)

| | 企業数 | 割合(%) |
|---|-----|---------|
| 1. 秘密性が保持される | 1 | (100.0) |
| 2. 権利期間がないため(秘密である限り永久) | 0 | (0.0) |
| 3. 特に手続きをせずともノウハウとできるから | 0 | (0.0) |
| 4. 特許性のないものであっても、財産的価値を生み出すから | 0 | (0.0) |
| 5. 他社が出願や独自にノウハウを開発した場合でも、先使用权を主張できる準備をしているから | 0 | (0.0) |
| 6. その他 | 0 | (0.0) |
| 7. 特に明確な理由はない | 0 | (0.0) |
| 8. 無回答 | 0 | (0.0) |
| 計 | (1) | (100.0) |

問4 貴社は、社内に特許・商標等の知的財産の取り扱い(取得・維持管理)を担当する従業員(専従に限られません)を有していますか。

| | 企業数 | 割合(%) |
|-----------|-----|-------|
| 1. 有している | 33 | 24.1 |
| ・専従 | 3 | |
| ・兼任 | 34 | |
| ・嘱託 | 2 | |
| 2. 有していない | 77 | 56.2 |
| 3. 無回答 | 5 | 3.6 |
| 計 | 115 | 83.9 |

問5-1 (問4において1を選択した企業のみ) 知的財産の取扱いを担当する従業員の担当業務は何ですか。(複数回答)

| | 企業数 | 割合(%) |
|---|-----|-------|
| 1. 出願管理系業務(発掘～権利化、出願・登録年金等のデータ管理(年金納付)) | 18 | 24.3 |
| 2. 渉外系業務(訴訟、ライセンス、契約管理) | 27 | 36.5 |
| 3. 調査系業務(出願・審査請求時の先行技術調査、係争関係調査) | 10 | 13.5 |
| 4. 社内環境整備系業務(社内規定整備、社内教育) | 7 | 9.5 |
| 5. 地財戦略系業務(出願戦略、ライセンス戦略、権利維持放棄の判断等の地財戦略の立案) | 4 | 5.4 |
| 6. その他 | 8 | 10.8 |
| 7. 無回答 | 0 | 0.0 |
| 計 | 74 | 100.0 |

⇒

- ・経営者
- ・発明者
- ・総務部
- ・業務全般
- ・全てやらざるを得ない
- ・マーケティング業務
- ・経理、総務
- ・営業、開発、製造他
- ・パテントマップ作成、先行技術調査・分析

問5-2 今後充実させたい業務は何ですか。(複数回答)

| | 企業数 | 割合(%) |
|---|-----|-------|
| 1. 出願管理系業務(発掘～権利化、出願・登録年金等のデータ管理(年金納付)) | 1 | 3.0 |
| 2. 渉外系業務(訴訟、ライセンス、契約管理) | 1 | 3.0 |
| 3. 調査系業務(出願・審査請求時の先行技術調査、係争関係調査) | 2 | 6.1 |
| 4. 社内環境整備系業務(社内規定整備、社内教育) | 4 | 12.1 |
| 5. 地財戦略系業務(出願戦略、ライセンス戦略、権利維持放棄の判断等の地財戦略の立案) | 4 | 12.1 |
| 6. その他 | 1 | 3.0 |
| 7. 無回答 | 20 | 60.6 |
| 計 | 33 | 100.0 |

⇒

- ・現状未整備なため4を充実させたい
- ・パテントマップ作成、先行技術調査・分析

問6 貴社では、知的財産に関する情報を、主としてどのようにして得ていますか(複数回答)

| | 企業数 | 割合(%) |
|---|-----|-------|
| 1. 経済産業省・特許庁、工業所有権情報・研修館等の国の公的知的財産支援機関が行うセミナー・相談会・ホームページ・小冊子等から | 42 | 30.2 |
| 2. 県、県知的所有権センター、(地独)岩手県工業技術センター等の県内の公的知的財産支援機関が行うセミナー・相談会・ホームページ・小冊子等から | 31 | 22.3 |
| 3. 弁理士会、発明協会等の知的財産支援機関が行うセミナー・相談会・ホームページ・小冊子等から | 9 | 6.5 |
| 4. 弁理士、弁護士等の外部知的財産支援人材から | 24 | 17.3 |
| 5. 経営コンサルタント、中小企業診断士等の外部中小企業支援人材から | 4 | 2.9 |
| 6. 市販の書籍等から | 3 | 2.2 |
| 7. その他 | 8 | 5.8 |
| 8. 特に知的財産に関する情報は得ていない | 18 | 12.9 |
| 計 | 139 | 100.0 |

⇒

- ・親会社から(3社)
- ・グループ内知的資産統括部門より(2社)
- ・特許流通アドバイザー
- ・web、工業・産業系新聞
- ・無駄

問7 貴社では、知的財産関連活動を行うにあたって、特許電子図書館(IPDL)や特許流通データベース、開放特許情報等の知的財産関連情報(データベース、事例集など)を利用していますか。

| | 企業数 | 割合(%) |
|--------------|-----|-------|
| 1. 利用している | 39 | 33.9 |
| ① 新技術の開発前 | 16 | 13.9 |
| ② 出願時 | 20 | 17.4 |
| ③ 審査請求時 | 8 | 7.0 |
| ④ 特許等の流通 | 4 | 3.5 |
| ⑤ 連携先・取引先の調査 | 7 | 6.1 |
| ⑥ 競合他社の動向調査 | 19 | 16.5 |
| ⑦ 他社権利の無効化 | 1 | 0.9 |
| ⑧ 自社権利の権利行使時 | 1 | 0.9 |
| ⑨ その他 | 1 | 0.9 |
| 2. 有していない | 54 | 47.0 |
| 3. 無回答 | 22 | 19.1 |
| 計 | 115 | 100.0 |

問8 貴社では、知的財産の管理に関するどのような社内規定を設けていますか。(複数回答)

| | 企業数 | 割合(%) |
|---|-----|-------|
| 1. 職務発明の奨励・補償に関する規定 | 12 | 10.1 |
| 2. 発明・ソフトウェア・ノウハウ等の研究成果物の取扱い(権利帰属関係等)に関する規定 | 10 | 8.4 |
| 3. 営業秘密の管理に関する規定 | 8 | 6.7 |
| 4. その他 | 1 | 0.8 |
| 5. 知的財産の管理に関する社内規定を設けていない | 88 | 73.9 |
| 計 | 119 | 100.0 |

⇒ ・社内規定を作成中

問9 貴社では、知的財産戦略(知的財産を企業経営に積極的に活かしていくための戦略)を、経営戦略上どのように位置づけていますか。

| | 企業数 | 割合(%) |
|--------------------------------------|-----|-------|
| 1. 経営戦略の根幹をなすものの一つと考えている | 17 | 14.8 |
| 2. 経営戦略の根幹をなすとはまでは言えないが、知的財産戦略を有している | 32 | 27.8 |
| 3. 知的財産戦略を有していない | 50 | 43.5 |
| 4. 戦略以前の問題として、知的財産活用必要性を感じていない | 7 | 6.1 |
| 5. 無回答 | 9 | 7.8 |
| 計 | 115 | 100.0 |

問10 貴社には、知的財産を経営に活かすためにどのような問題点・課題があるとお考えですか。(複数回答)

| | 企業数 | 割合(%) |
|--|-----|-------|
| 1. 知的財産に対する社内の認識や関心が薄い | 36 | 22.2 |
| 2. 知的財産戦略と研究開発・事業戦略との連携が取れていない | 21 | 13.0 |
| 3. 権利活用を目的とした知的財産の戦略的な権利化(周辺特許を押さえる等)ができていない | 22 | 13.6 |
| 4. 知的財産の権利化や権利侵害への対応のための資金や人材が不足 | 24 | 14.8 |
| 5. 知的財産の帰属について、親会社や共同研究先との調整が不足 | 4 | 2.5 |
| 6. 知的財産の管理に関する社内規定・契約書等の整備が不足 | 19 | 11.7 |
| 7. 職務発明に対する奨励・補償制度に関し、社内での調整が不足 | 9 | 5.6 |
| 8. その他 | 1 | 0.6 |
| 9. 特に問題点・課題はない | 24 | 14.8 |
| 10. 無回答 | 2 | 1.2 |
| 計 | 162 | 100.0 |

⇒ 相手の権利を侵害しないためには必要だが、自分の権利の主張には役に立たない。

IV 知的財産の創造(人材・資金)

問11 貴社には、知的財産の創造(研究開発等を通じて、技術・デザイン、ブランド、音楽・映画等のコンテンツといった価値のある知的財産を造り出すこと)を促進する上で、どのような問題点・課題があるとお考えですか。(複数回答)

| | 企業数 | 割合(%) |
|--|-----|-------|
| 1. 知的財産を創造する社員への奨励(発明奨励など)の不足 | 18 | 11.6 |
| 2. 研究開発など、知的財産を創造するための人材・資金が不足 | 55 | 35.5 |
| 3. 特許などの知的財産の権利化のための人材・資金が不足 | 33 | 21.3 |
| 4. 大学や公的研究機関との共同研究など、新たな知的財産を生む産学官連携等の不足 | 19 | 12.3 |
| 5. その他 | 2 | 1.3 |
| 6. 特に問題点・課題はない | 24 | 15.5 |
| 7. 無回答 | 4 | 2.6 |
| 計 | 155 | 100.0 |

⇒ ・必要に応じて要請
・無駄

V 知的財産の保護(出願目的・効果)

問12 知的財産に係る出願・権利化を行う目的・理由は何ですか。(3つ以下まで複数回答)

| | 企業数 | 割合(%) |
|---|-----|-------|
| 1. 競合他社に製品・サービスを真似されない | 75 | 78.9 |
| 2. 営業活動に有利(取引先・顧客への信用力向上等) | 45 | 47.4 |
| 3. ライセンス等の収入源となる | 12 | 12.6 |
| 4. クロスライセンス(他社が同様の製品を開発したという場合や自社の特許権の実施製品が他社の特許に抵触する場合等、相互に特許権等を使い合う)に有利 | 8 | 8.4 |
| 5. 社員へのインセンティブ付与 | 10 | 10.5 |
| 6. その他 | 4 | 4.2 |
| 7. 特に明確な目的・理由はない | 13 | 13.7 |
| 8. 無回答 | 3 | 3.2 |
| 計 | 95 | 100.0 |

⇒ ・社員の創造性育成
・ブランドの維持
・類似品が出回る時は、次の製品を開発する
・関連する業界内での牽制のため

問13 貴社では、知的財産の出願・権利化(主に日本国内)にあたって、どのような問題点・課題があるとお考えですか。(複数回答)

| | 企業数 | 割合(%) |
|-------------------------------------|-----|-------|
| 1. 権利取得すべきか否かの判断が困難 | 33 | 21.9 |
| 2. 戦略的な権利化ができていない | 30 | 19.9 |
| 3. 自社のニーズに合った弁理士等専門家を見つけるのが難しい | 9 | 6.0 |
| 4. 知的財産の権利化にかかる費用(弁理士費用含む)に対する資金が不足 | 22 | 14.6 |
| 5. 知的財産の権利化に割ける人材が不足 | 26 | 17.2 |
| 6. その他 | 2 | 1.3 |
| 7. 特に問題点・課題はない | 27 | 17.9 |
| 8. 無回答 | 2 | 1.3 |
| 計 | 151 | 100.0 |

⇒ ・特許となり得るものを見逃してしまう
・技術者のアイデアを発明として引き出しきせず、チャンスを逃している

問14 貴社は、貴社が有する知的財産権を侵害したこと又はされたことがありますか。なお、1と答えた方は、相手先をケース毎に分類した事案の件数及び権利等の種類を記入してください。

| | 企業数 | 割合(%) |
|--------|-----|-------|
| 1. ある | 17 | 16.0 |
| 国内企業 | | |
| ・取引有り | 8 | |
| ・取引無し | 7 | |
| 海外企業 | | |
| ・取引有り | 1 | |
| ・取引無し | | |
| 権利の種類 | | |
| ・特許権 | 3 | |
| ・実用新案権 | | |
| ・商標権 | 8 | |
| ・意匠権 | 1 | |
| ・著作権 | 1 | |
| ・その他 | | |
| 2. なし | 85 | 80.2 |
| 3. 無回答 | 4 | 3.8 |
| 計 | 106 | 100.0 |

VI 知的財産の活用

問15 貴社は、自社の知的財産を他に利用許諾したこと(ライセンスアウト)、他から知的財産の利用許諾を受けたこと(ライセンスイン)がありますか。

| | 企業数 | 割合(%) |
|----------|-----|-------|
| ライセンスアウト | | |
| 1. ある | 15 | 13.0 |
| 2. ない | 85 | 73.9 |
| 3. 今後したい | 1 | 0.9 |
| 4. 無回答 | 14 | 12.2 |
| 計 | 115 | 100.0 |
| ライセンスイン | | |
| 1. ある | 10 | 8.7 |
| 2. ない | 89 | 77.4 |
| 3. 今後したい | 4 | 3.5 |
| 4. 無回答 | 12 | 10.4 |
| 計 | 115 | 100.0 |

問16 貴社は、知的財産の流通(権利移転・ライセンス等)について、どのような問題点・課題があるとお考えですか。(複数回答)

| | 企業数 | 割合(%) |
|---|-----|-------|
| ライセンスアウト | | |
| 1. 自社の知的財産の移転先やライセンス先が見つからない | 13 | 10.5 |
| 2. 知的財産の提供や導入のための交渉の仕方が分からない | 14 | 11.3 |
| 3. 知的財産の流通を仲介してくれるコーディネーター等の人材・会社が分からない | 11 | 8.9 |
| 4. 知的財産や技術の有用性・適正な価格評価が困難 | 22 | 17.7 |
| 5. 知的財産の流通にかかるコスト負担(交渉・ライセンス費用など)が大きい | 10 | 8.1 |
| 6. その他 | 5 | 4.0 |
| 7. 特に問題点・課題はない | 39 | 31.5 |
| 8. 無回答 | 10 | 8.1 |
| 計 | 124 | 100.0 |
| ライセンスイン | | |
| 1. 自社の知的財産の移転先やライセンス先が見つからない | 7 | 5.6 |
| 2. 企業、大学等から導入できる可能性のある知的財産がどこにあるのか分からない | 9 | 7.1 |
| 3. 知的財産の提供や導入のための交渉の仕方が分からない | 7 | 5.6 |
| 4. 知的財産の流通を仲介してくれるコーディネーター等の人材・会社が分からない | 6 | 4.8 |
| 5. 知的財産や技術の有用性・適正な価格評価が困難 | 19 | 15.1 |
| 6. 知的財産の流通にかかるコスト負担(交渉・ライセンス費用など)が大きい | 10 | 7.9 |
| 7. その他 | 13 | 10.3 |
| 8. 特に問題点・課題はない | 38 | 30.2 |
| 9. 無回答 | 17 | 13.5 |
| 計 | 126 | 100.0 |

⇒ ・競合他社を抑えるのが主目的
 ・OKの返事をする
 ・現時点では積極的な検討を行っていない

⇒ ・OKの返事をする
 ・最近も検討・交渉を行った事例はあるが
 まとまらなかった

VII 海外における知的財産権の取得について

問17 貴社はこれまでに、自社の知的財産を海外に出願したことがありますか。

| | 企業数 | 割合(%) |
|----------|-----|-------|
| 1. ある | 16 | 13.9 |
| 2. ない | 83 | 72.2 |
| 3. 今後したい | 6 | 5.2 |
| 4. 無回答 | 10 | 8.7 |
| 計 | 115 | 100.0 |

VIII 公的支援機関等の利用状況

問18 中小企業等が特許等の知的財産権を取得するにあたっては、例えば下記のような各種支援施策がありますが、その存在をご存じでしたか。また、利用したことはありますか。それぞれ、「1.すでに利用したことがある、2.知っているが利用したことはない、3.知らない」のいずれか1つを選択してください。

| | 企業数 | 割合(%) |
|--|-----|-------|
| A) 知財に関するセミナー・フェア(特許庁、県) | | |
| 1. 利用経験あり | 30 | 26.1 |
| 2. 知っているが利用したことがない | 42 | 36.5 |
| 3. 知らない | 27 | 23.5 |
| 4. 無回答 | 16 | 13.9 |
| 計 | 115 | 100.0 |
| B) 特許流通アドバイザー、特許情報アドバイザー等による指導・相談(県知的所有権センター) | | |
| 1. 利用経験あり | 36 | 31.3 |
| 2. 知っているが利用したことがない | 35 | 30.4 |
| 3. 知らない | 29 | 25.2 |
| 4. 無回答 | 15 | 13.0 |
| 計 | 115 | 100.0 |
| C) 弁理士・出願アドバイザー等による指導・無料相談会(発明協会岩手県支部) | | |
| 1. 利用経験あり | 35 | 30.4 |
| 2. 知っているが利用したことがない | 41 | 35.7 |
| 3. 知らない | 26 | 22.6 |
| 4. 無回答 | 13 | 11.3 |
| 計 | 115 | 100.0 |
| D) 特許出願に関する先行技術調査の支援制度(特許庁) | | |
| 1. 利用経験あり | 13 | 11.3 |
| 2. 知っているが利用したことがない | 32 | 27.8 |
| 3. 知らない | 55 | 47.8 |
| 4. 無回答 | 15 | 13.0 |
| 計 | 115 | 100.0 |
| E) 審査請求料、特許料等の減免等措置(経済産業省・特許庁) | | |
| 1. 利用経験あり | 4 | 3.5 |
| 2. 知っているが利用したことがない | 33 | 28.7 |
| 3. 知らない | 62 | 53.9 |
| 4. 無回答 | 16 | 13.9 |
| 計 | 115 | 100.0 |
| F) 早期審査制度・早期審理制度(特許庁) | | |
| 1. 利用経験あり | 8 | 7.0 |
| 2. 知っているが利用したことがない | 31 | 27.0 |
| 3. 知らない | 61 | 53.0 |
| 4. 無回答 | 15 | 13.0 |
| 計 | 115 | 100.0 |
| G) 巡回審査・巡回審判(特許庁) | | |
| 1. 利用経験あり | 2 | 1.7 |
| 2. 知っているが利用したことがない | 17 | 14.8 |
| 3. 知らない | 80 | 69.6 |
| 4. 無回答 | 16 | 13.9 |
| 計 | 115 | 100.0 |
| H) 特許出願等援助(融資・給付)制度(日本弁理士会) | | |
| 1. 利用経験あり | 1 | 0.9 |
| 2. 知っているが利用したことがない | 6 | 5.2 |
| 3. 知らない | 73 | 63.5 |
| 4. 無回答 | 35 | 30.4 |
| 計 | 115 | 100.0 |

岩手県知的財産活用促進プラン

平成 24 年 3 月

岩手県商工労働観光部科学・ものづくり振興課

〒020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号

TEL 019-629-5250 FAX 019-629-5549